

第4期外ヶ浜町地域福祉計画

令和8年3月

青森県 外ヶ浜町

はじめに

誰もが住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らし続けることができる。それは、私たち外ヶ浜町民にとって共通の願いです。この度、本町における福祉施策の基本指針となる「第4期外ヶ浜町地域福祉計画」を策定いたしました。



今日、私たちの社会は、少子高齢化の進展や世帯構成の変化に加え、生活困窮、孤立、ヤングケアラーといった、既存の制度だけでは解決が困難な、複雑・多様化した課題に直面しています。こうした中、今まさに求められているのは、行政による「公助」だけでなく、隣近所の「共助」や、自らを守る「自助」が手を取り合う「地域共生社会」の実現です。

本計画では、「町民だれもが、健やかに暮らせて 住み続けたい 愛着のある まち」を基本理念に掲げました。高齢者、障がいのある方、子どもたち、そして生活に不安を抱える方々。すべての人々が地域の一員として尊重され、役割を持ち、お互いを思いやることができる体制づくりを推進します。

特に本町においては、人口減少が進む中でも、デジタル技術の活用による利便性の向上や、地域コミュニティの再構築を通じて、物理的な距離を超えた心のつながりを育むことが重要であると考えております。

福祉とは「しあわせ」を意味します。町民一人ひとりの幸せを支えるためには、行政、福祉関係機関、そして何より町民の皆様の主体的な関わりが不可欠です。本計画の推進に向け、皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見とご尽力を賜りました町民の皆様や本計画検討委員の方々、関係各位に深くお礼を申し上げます。

令和8年3月

外ヶ浜町長 山崎 結子

目 次

第1章 地域福祉計画について	3
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 地域福祉に関して	5
3 計画の位置づけ	6
4 計画の期間	8
5 計画の策定体制	9
第2章 外ヶ浜町の状況	13
1 町の概要	13
2 保健・医療・福祉等の地域資源	14
3 人口動態	15
4 世帯の状況	16
5 子どもの状況	17
6 高齢者の状況	19
7 障がい者の状況	21
8 各地区の実態	23
9 地域課題のまとめ	26
第3章 第3期計画の評価	33
1 評価の概要	33
2 各基本目標における指標の達成状況	34
第4章 計画の基本的な考え方	37
1 基本理念	37
2 重層的支援体制整備に関して	38
3 計画の体系図	40
第5章 基本目標の展開	43
基本目標Ⅰ 人がつながり地域の絆が深まる まちづくり	43
1 地域福祉の意識向上と仲間づくり	43
2 地域住民が集う拠点整備と既存施設の活用	44
3 地域住民・ボランティア団体・NPO等の地域福祉活動	45
4 民生委員・児童委員等、役員活動の充実に向けた環境整備	46
基本目標Ⅱ 地域が一体となって支え合う まちづくり	48
1 地域で生活に困っている人への対応	48
2 高齢者・障がいを持つ人・子どもを守り支える仕組みづくり	49
3 地域福祉推進に向けた体制強化	50
基本目標Ⅲ 公私協働による地域課題の解決に向けた まちづくり	52
1 気づきを共有する仕組みづくり	52
2 地域住民の課題や相談を包括的に受け止める体制整備	53
3 地域課題の解決に向けた関係機関のネットワーク化	54
基本目標Ⅳ だれもが安全で安心して暮らせる まちづくり	56
1 安全で安心して暮らせる環境整備と防災対策	56
2 保健・福祉等に関する情報伝達の充実	57

第6章 成年後見制度利用促進基本計画	61
1 計画策定の背景と趣旨	61
2 成年後見制度とは	62
3 計画の性格と法的位置づけ	63
4 計画の期間	63
5 計画の進行管理及び点検	63
6 外ヶ浜町における成年後見制度利用に関する状況	64
7 基本的な考え方	65
8 具体的な取組・施策	66
第7章 地方再犯防止推進計画	71
1 計画策定の背景と趣旨	71
2 計画の性格と法的位置づけ等	71
3 再犯防止施策の対象者	71
4 計画の期間	71
5 犯罪情勢等について	72
6 現状と課題	73
7 取り組みの方向性	73
第8章 計画の推進に向けて	77
1 周知・広報	77
2 推進体制	77
3 進行管理	77
資料編	81
1 外ヶ浜町地域福祉計画検討委員会設置要綱	81
2 外ヶ浜町地域福祉計画検討委員会委員名簿	83

第1章 地域福祉計画について

第1章 地域福祉計画について

1 計画策定の背景と趣旨

(1)社会的背景・目的

少子高齢化や核家族化の進行により、地域における人と人とのつながりが希薄化し、住民の抱える福祉ニーズは一層多様化・複雑化しています。これまで国では、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者などの分野ごとに公的支援制度の整備を進めてきましたが、近年では、介護と育児を同時に担う「ダブルケア世帯」や、障がいのある子どもと要介護の親を抱える家庭など、一つの世帯や一人の住民が複数の課題を抱えるケースが増加しています。その結果、従来の縦割りの支援制度では対応が難しい、いわゆる「制度の狭間」にある世帯への支援が課題となっています。

こうした複合的な課題に対応していくためには、公的な支援だけでなく、地域に暮らす人々が互いを思いやり、支え合う関係づくりを進めることが重要です。住民一人ひとりが役割を持ち、支え合いの中で、誰もが孤立せず自分らしい生活を送ることができる地域社会の実現を目指していくことが求められています。

このような背景のもと、国では平成 28 年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、子どもや高齢者、障がい者など、すべての人々が地域や暮らし、生きがいを共に創り、高め合う「地域共生社会」の実現を目指す方針を示しました。これを受け、平成 30 年4月に施行された社会福祉法の改正では、市町村が地域住民と行政等の協働により包括的な支援体制を構築することが位置づけられ、地域福祉に関する共通事項を定めた地域福祉計画の策定が努力義務化されました。

さらに、令和3年4月施行の社会福祉法改正では、複雑化・複合化する支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。この事業は、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」を柱とし、世代や分野を問わず支援を受け止める仕組みを整えるとともに、地域住民が主体となって課題を把握・解決できる体制の構築を目的としています。

近年では、重層的支援体制のさらなる充実に向けた見直しが進められており、令和7年3月には実施要綱が改正され、事業運営の柔軟化や財政支援の拡充が図られました。また、令和6年には厚生労働省が「地域共生社会の在り方検討会議」を設置し、孤立・孤独の防止や身寄りのない高齢者支援など、新たな地域課題への対応についても検討が進められています。これらの取組は、地域における多様な主体の参画を促進し、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる社会の実現をめざすものです。

このたびの計画策定は、令和2年度に策定した「第3期外ヶ浜町地域福祉計画」が令和7年度に計画終了となることから、近年の国・県の動向を踏まえ計画を見直すとともに、「第3期外ヶ浜町地域福祉計画」の進捗状況の評価を行い、「第4期外ヶ浜町地域福祉計画」を策定し、地域福祉の更なる推進を目指すことを目的としています。

(2)地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域で暮らす住民や、地域で活動する各種の団体など地域の多様な主体が、地域で生じるさまざまな課題の解決に向けた取り組みに「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会の事です。国は、この地域共生社会の実現を目指す取り組みを進めています。

外ヶ浜町においても、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを醸成し、地域の住民、団体等が公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。「外ヶ浜町地域福祉計画」は、外ヶ浜町における地域共生社会を目指すうえでの、ひとつの指針となるものです。

「地域共生社会」の実現に向けた主な動向		
平成 28 年	6 月	「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定) に地域共生社会の実現が盛り込まれる
平成 29 年	6 月	「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布 (平成 30 年 4 月施行)
	9 月	地域力強化検討会 (地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制のあり方に関する検討会) 最終とりまとめ
	12 月	「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知 (策定ガイドライン) の発出
平成 30 年	4 月	改正社会福祉法の施行
令和 2 年	6 月	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布
令和 3 年	3 月	「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正を通知 「重層的支援体制整備事業」の創設に合わせた策定ガイドラインの改定
	4 月	改正社会福祉法の施行 「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」が改正
令和 7 年	3 月	重層的支援体制整備事業実施要綱の改正
令和 7 年	5 月	中間検証と今後の制度化検討 「地域共生社会の在り方検討会議」において、5 年後の制度の施行状況を検証する中間とりまとめを公表

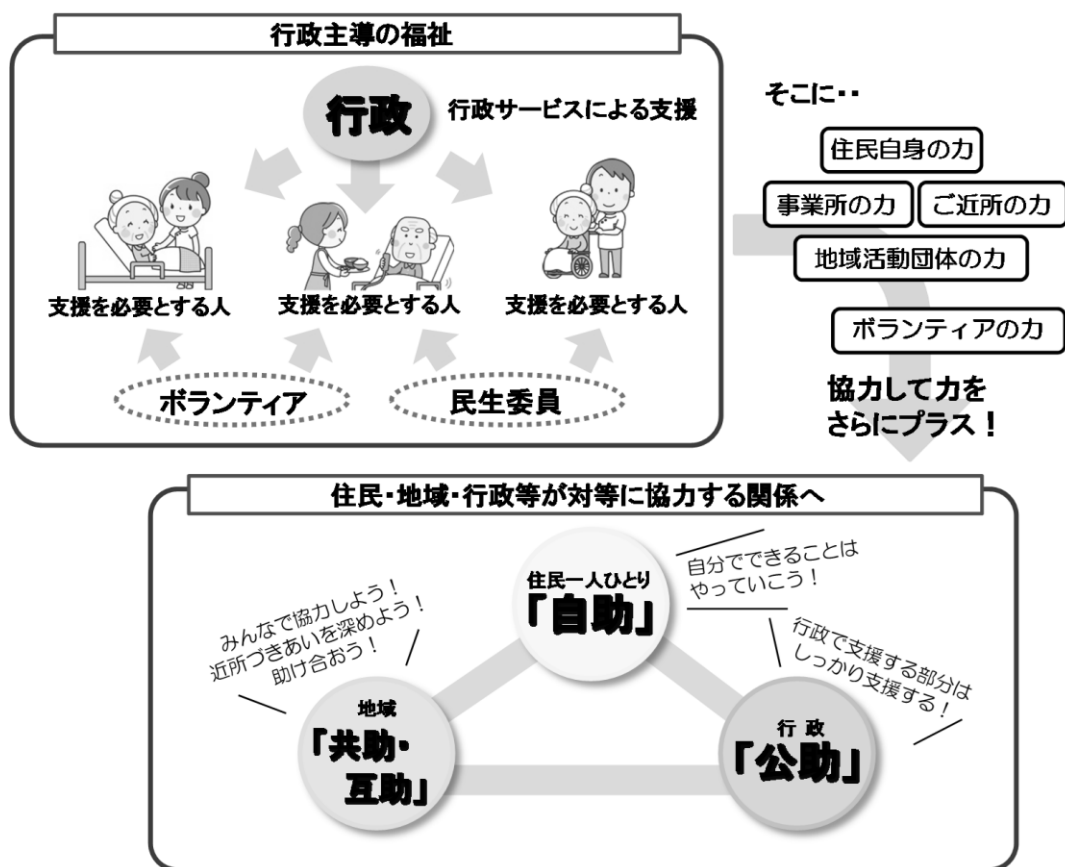
2 地域福祉に関して

地域福祉とは、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など、分野ごとの制度的支援にとどまらず、地域に暮らす住民や地域で活動する団体・事業者、行政が一体となって、地域社会の生活課題を共有し、その解決に取り組むことをめざすものです。

具体的には、支援を必要とする人やその家族が、住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、公的サービスの提供に加えて、地域住民によるふれあいや見守り、助け合い、健康づくりなどの支え合いの取組を推進していくことをいいます。

このような「地域での支え合い」をはじめ、住民と行政が協働して地域福祉の推進を図るための方向性を定めたものが、地域福祉計画です。

地域福祉の考え方



自助とは……個人や家族による支え合い・助け合い(自分でできることは自分です)

共助・互助とは…地域社会における相互扶助

(隣近所や友人、知人とお互いに支え合い、助け合う)

地域活動や地域ボランティア、社会福祉法人などによる支え

(「地域ぐるみ」で福祉活動に参加し、地域全体で支え合い、助け合う)

公助とは……公的な制度としての保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づくサービス提供

(行政でなければできないことは、行政がしっかりとする)

3 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、住民に最も身近な市町村が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得ながら、地域のさまざまな生活課題を明らかにし、その解決に向けた取り組みを示す計画です。

改正社会福祉法 抜粋（令和 3 年 4 月 1 日施行）

（ 地域福祉の推進 ）

- 第 4 条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。
- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

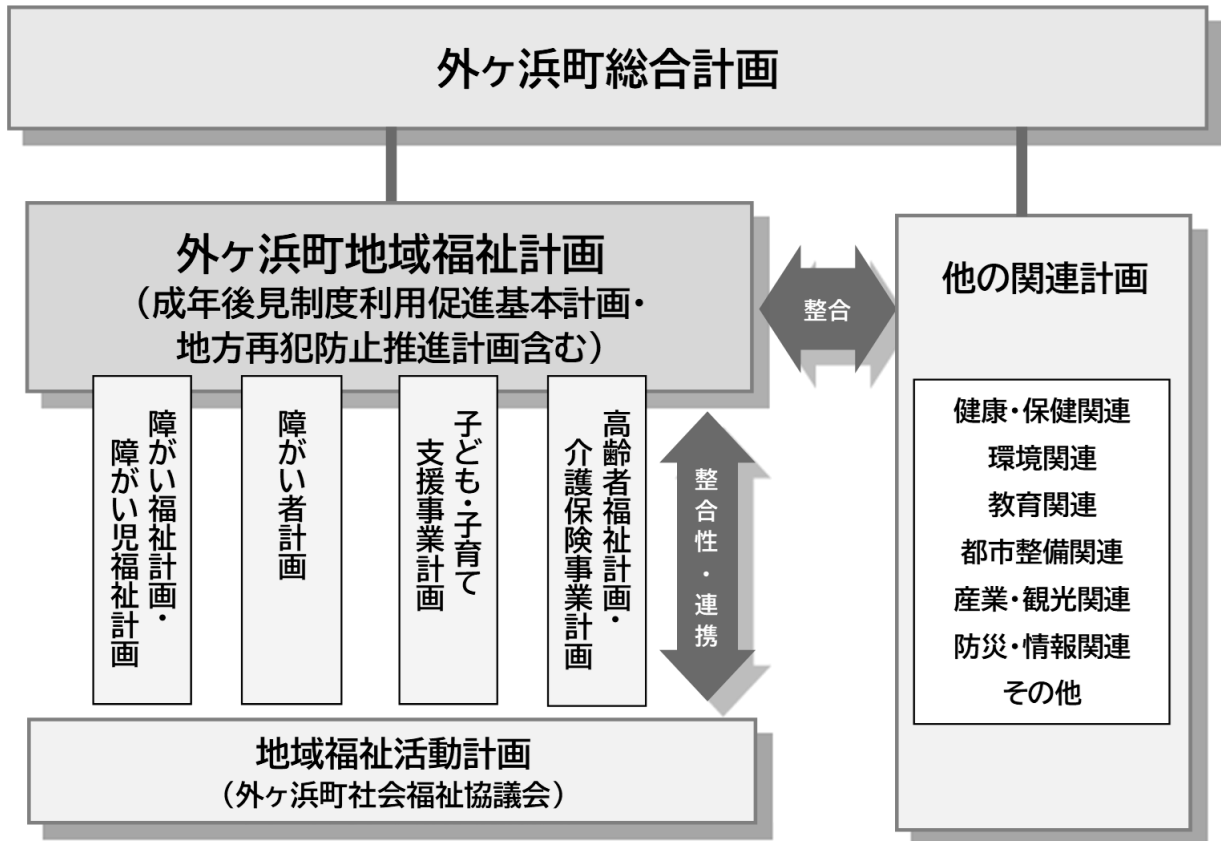
（ 市町村地域福祉計画 ）

- 第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。
- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2)外ヶ浜町における地域福祉計画の位置づけ

「外ヶ浜町地域福祉計画」は、「外ヶ浜町まちづくり総合計画」を上位計画とした計画であり、高齢者福祉、児童福祉・子育て支援、障がい者福祉等、他の福祉分野における行政計画(高齢者福祉計画・介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画、障がい者計画)等との整合性・連携を図りながら、地域住民主体のまちづくりや幅広い地域住民の参加を基本として、住民の生活全般にわたる福祉向上を図ることを目標とします。

なお、本計画の一部に、成年後見制度の利用促進に関する法律第14条に基づき策定する「成年後見制度利用促進基本計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」を含みます。



(3)SDGsの理念

SDGs(エス ディー ジーズ)とは、平成 27 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のことで、令和 12 年までに達成する 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。SDGsは発展途上国だけでなく、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、自治体においても地方創生を推進するため、その達成に向けた推進が求められています。

本計画においても、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念に沿って、地域の生活課題の解決に向けた福祉のまちづくりを持続的に推進していくこととします。本計画で主に取り組むSDGsの目標は、以下のとおりです。



4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、最終年度に計画内容を見直し、次期計画を策定する予定です。

	令和 3年度	~	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	~	令和 17年度
第3期	計画期間										
第4期		見直し	計画期間								
第5期							見直し	計画期間			

5 計画の策定体制

(1) 計画検討委員会の開催

本計画を策定するにあたり、保健・医療・福祉、教育、行政、各種団体代表者等の幅広い分野からの意見を踏まえ、地域福祉推進に係る検討を行うために「外ヶ浜町地域福祉計画検討委員会」で審議を行いました。

(2) アンケート調査の実施

令和7年7月4日～7月18日にかけて以下の調査を実施し、住民、地域関係者の意識を把握しました。

【アンケート調査の実施】

調査の種類	対象	対象数	回収数	回収率
一般地域住民調査	町内に在住する20歳以上の町民	1,000人	292人	29.2%
地域役員調査	地域活動の関係者	200人	91人	45.5%

(3) パブリックコメントの実施

外ヶ浜町では、町政に関する基本的な事項を定める計画などの素案に対し、町民が意見を提出できるようにすることで協働によるまちづくりの実現を図るため、パブリックコメント制度を導入しています。

本計画の素案をパブリックコメントの手続きにより公表し、令和8年2月13日から2月24日まで意見の募集を実施しました。

第2章 外ヶ浜町の現状

第2章 外ヶ浜町の状況

1 町の概要

外ヶ浜町は、青森県津軽半島の北東部に位置しています。東は陸奥湾に面し、西は中山山脈を隔てて北津軽郡の市町村が隣接、南は蓬田村と隣接し、北は今別町をまたいで本半島最北端の三厩地区があり、津軽海峡を隔てて北海道と相對しています。東西約 27km、南北約 25km、総面積 230.29k m²を有しています。地勢は、津軽半島中央部を南北に連なる中山山脈から、東側の海岸線に向けて流れる河川に沿って平地部が形成され、集落と耕地のほとんどは海岸線及び河川の流域に沿って位置しています。総面積の約 90%が山林で、その多くは国有林であり、農用地及び宅地の割合はわずかです。

津軽国定公園龍飛崎を始め、風光明媚な景観の観光資源や固有の伝統文化行事等を受け継ぎ、海と山と川の恵みとともに生きる町です。



2 保健・医療・福祉等の地域資源

本町の保健・医療・福祉等の地域資源は以下のように整備されています。

■保健・医療・福祉等の地域資源(令和7年4月1日現在)

分野	事業名等	施設・組織(団体)名
保健福祉	保健福祉センター事業	外ヶ浜町総合福祉センターなどわ～る 外ヶ浜町湯の沢温泉ちやぽらっと 外ヶ浜町三厩健康増進センター みんなや よし つねの湯
社会福祉	社会福祉協議会事業	外ヶ浜町社会福祉協議会
高齢者福祉	地域包括支援センター事業	外ヶ浜町地域包括支援センター
介護保険制度	居宅介護支援事業所 (ケアプラン作成)	外ヶ浜町社会福祉協議会 外ヶ浜町三厩高齢者生活福祉センター寿楽園 特別養護老人ホームはまゆう
	訪問系介護給付	外ヶ浜町社会福祉協議会 <訪問看護> ・外ヶ浜中央病院 <訪問リハビリ> ・介護老人保健施設たんぼぼ
	通所系介護給付	<通所介護> ・外ヶ浜町社会福祉協議会(蟹田) ・外ヶ浜町三厩高齢者生活福祉センター寿楽園 ・特別養護老人ホームはまゆう
	施設系介護給付	特別養護老人ホームあんじんの郷 特別養護老人ホームはまゆう 特別養護老人ホーム桜良 特別養護老人ホームあじさい 介護老人保健施設たんぼぼ
	地域密着型介護給付	<グループホーム> ・グループホームよつば ・グループホームいきがいの里 ・グループホームみんなや <認知症対応型通所介護> ・デイサービスセンターはまゆう ・よつばケア
児童福祉等	認定こども園	風のまちこども園
	地域子育て支援センター事業	該当施設なし
	地域型保育施設	該当施設なし
障害者福祉	機能回復訓練事業	該当施設なし
障害者 福祉サービス	訪問系サービス	外ヶ浜町社会福祉協議会
	日中活動系サービス	社会福祉法人平館福祉会エコル
	居住系サービス	社会福祉法人平館福祉会かもめ苑 外ヶ浜花NET
	地域活動支援センター	外ヶ浜町地域活動支援センター
医 療	医療機関	外ヶ浜中央病院 外ヶ浜中央病院附属三厩診療所 田澤内科 かにたクリニック
	歯科機関	外ヶ浜歯科診療所

資料:福祉課調べ

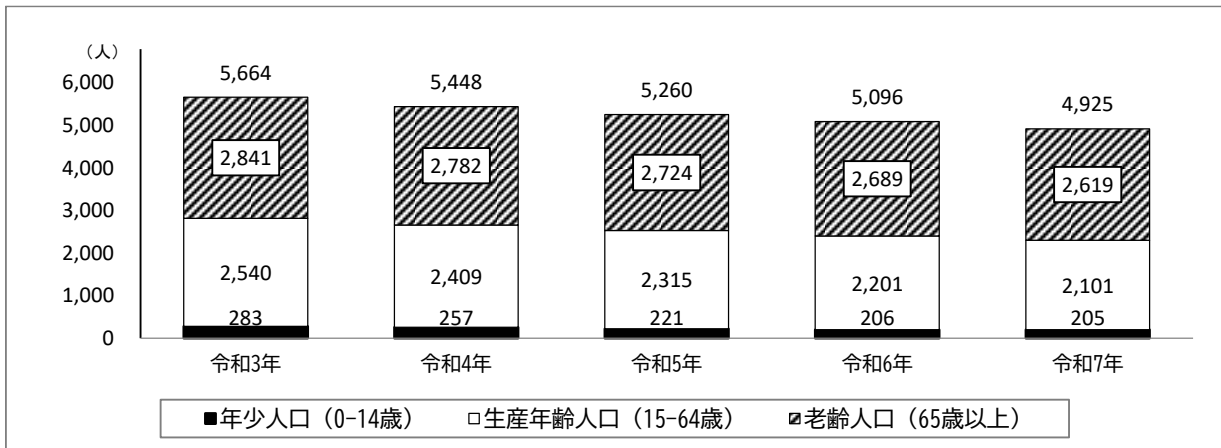
3 人口動態

本町の人口は、令和3年の5,664人から令和7年には4,925人へと推移しており、年々減少傾向が続いています。

年齢区分で見ると、年少人口(0～14歳)は令和3年の283人(5.0%)から令和7年には205人(4.2%)へ、生産年齢人口(15～64歳)は2,540人(44.8%)から2,101人(42.7%)へといずれも人数・割合ともに減少しています。一方で、老年人口(65歳以上)は2,841人(50.2%)から2,619人(53.2%)へと割合が上昇しており、高齢者の占める割合が半数を超えています。

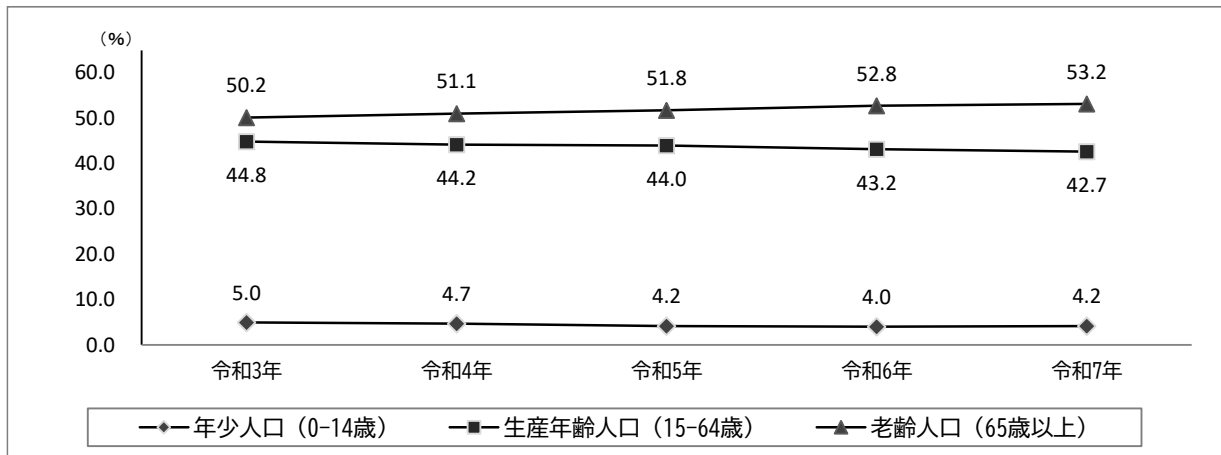
このことから、本町では人口減少とともに少子高齢化が一層進行している状況がうかがえます。

■年齢3区分人口の推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

■年齢3区分人口割合の推移

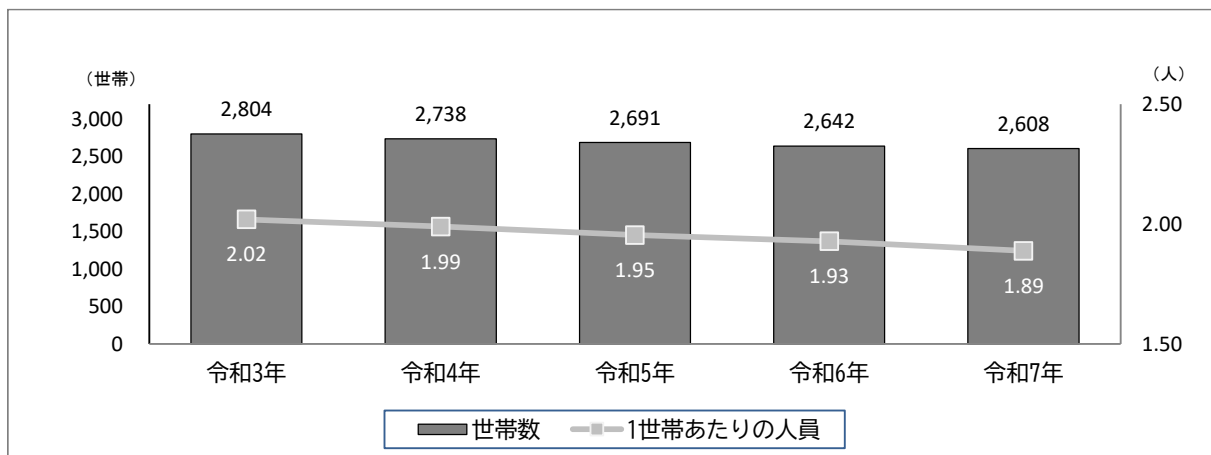


資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

4 世帯の状況

本町の世帯数は、令和3年の2,804世帯から令和7年の2,608世帯へと年々減少傾向で推移しています。また、1世帯あたりの人員についても、令和3年の2.02人から令和7年には1.89人まで低下しており、世帯規模の縮小が進んでいます。

■世帯状況の推移



資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

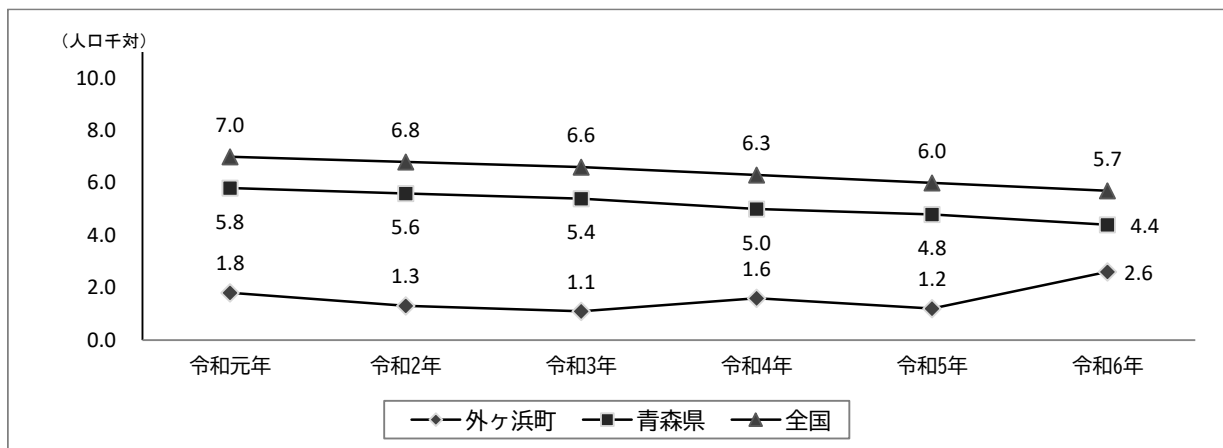
5 子どもの状況

(1) 出生率の推移

本町の出生率(人口千対)は令和元年の1.8から、令和6年には2.6へと推移しており、年による増減はあるものの、長期的にはやや上昇傾向がみられます。特に令和6年には前年度から1.4ポイント上昇しており、一時的に改善がみられました。

しかし、その水準は依然として青森県(4.4~5.8)や全国(5.7~7.0)と比べて大幅に低くなっています。

■出生率の推移

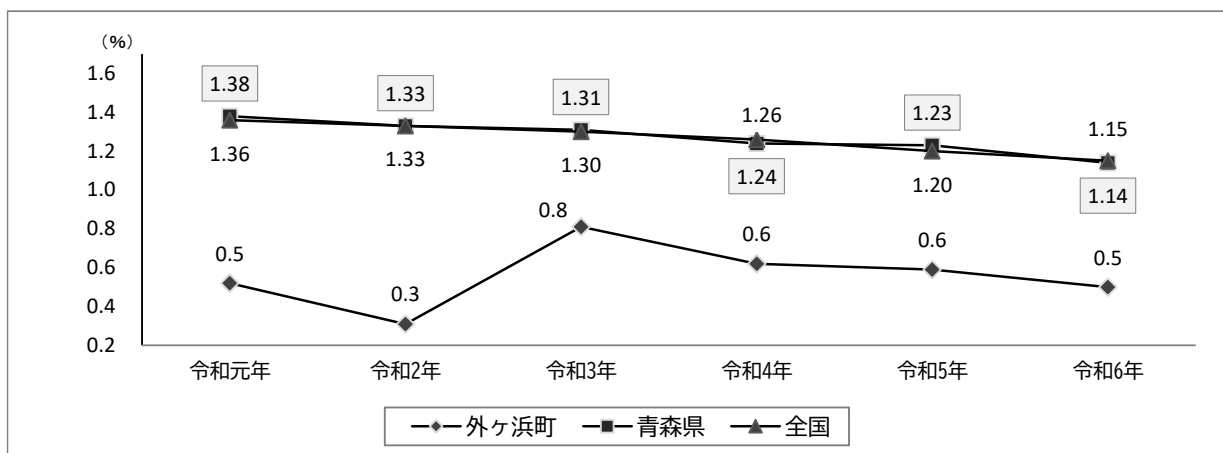


資料:人口動態統計

(2) 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率は令和元年から令和6年にかけておおむね0.3~0.8の範囲で推移しており、年によって増減はあるものの、全体としては横ばい傾向にあります。しかし、その水準は常に国(1.14~1.38)および青森県(1.14~1.36)を大きく下回っており、特に令和2年は0.3と極めて低い値となっています。

■合計特殊出生率の推移

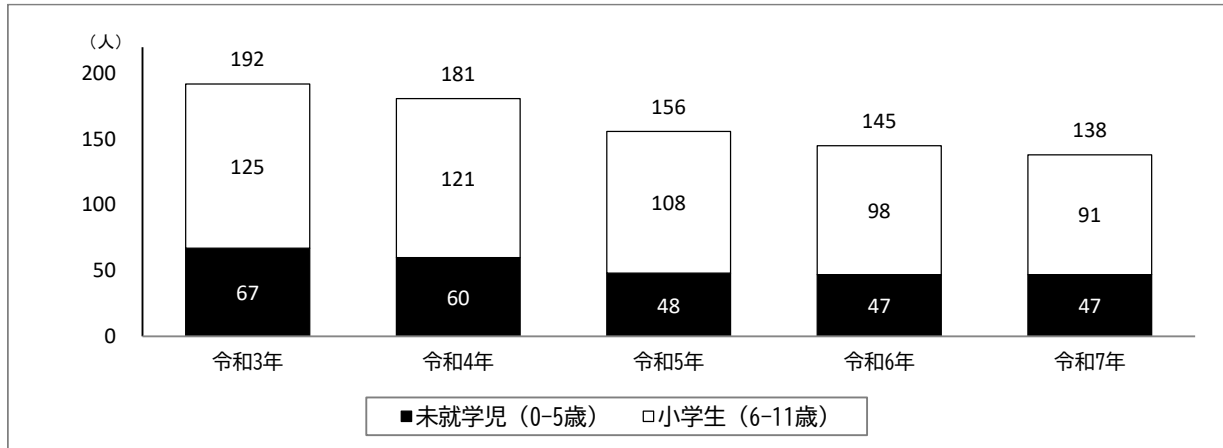


資料:人口動態統計

(3) 児童数の推移

令和3年から令和7年にかけて、未就学児および小学生ともに年々減少傾向にあります。未就学児は令和3年の67人から令和7年には47人へと20人減少し、小学生も125人から91人へと34人減少しています。

■ 児童数の推移



資料：人口動態統計

(4) 子どものいる世帯の状況

平成22年から令和2年にかけて、一般世帯、6歳未満の子どもがいる世帯、18歳未満の子どもがいる世帯はいずれも減少しています。特に、18歳未満の子どもがいる世帯の総数は大きく減少している一方で、18歳未満の子どもがいるひとり親世帯数はほぼ横ばいで推移しており、世帯構成の変化がみられます。

■ 18歳未満世帯員のいる世帯数

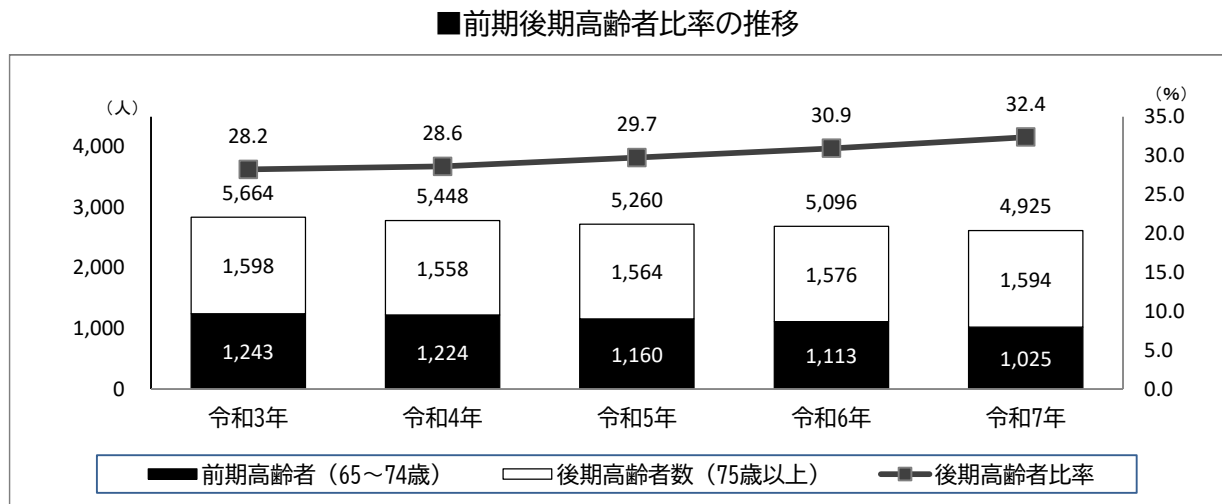
	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯	2,771世帯	2,554世帯	2,338世帯
6歳未満の子どもがいる世帯	137世帯	94世帯	58世帯
(対一般世帯比)	(4.9%)	(3.7%)	(2.5%)
18歳未満の子どもがいる世帯	440世帯	323世帯	235世帯
(対一般世帯比)	(15.9%)	(12.6%)	(10.1%)
18歳未満のこどもがいるひとり親世帯	33世帯	33世帯	28世帯
(対一般世帯比)	(1.2%)	(1.3%)	(1.2%)
18歳未満未満のこどもがいる母子世帯	29世帯	29世帯	27世帯
18歳未満未満のこどもがいる父子世帯	3世帯	4世帯	1世帯

資料：国勢調査

6 高齢者の状況

(1) 高齢者数と後期高齢者比率

高齢者人口そのものは令和3年をピークに緩やかに減少していますが、75歳以上の後期高齢者の割合は年々上昇しています。総人口に占める後期高齢者の比率は、令和3年の28.2%から令和7年には32.4%へと4.2ポイント上昇し、高齢者の中でもより支援ニーズの高い層の比重が高まっています。



資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2) 高齢者のいる世帯の状況

令和2年における高齢者のいる世帯の状況を見ると、65歳以上の高齢者がいる一般世帯は全体の74.7%を占めており、そのうち、高齢者のみで構成される高齢者単身世帯は23.8%、高齢者夫婦のみの世帯は20.2%となっています。これらの世帯はいずれも年々増加傾向にあります。

■ 高齢者のいる世帯数

	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	2,771世帯	2,554世帯	2,338世帯
65歳以上世帯員のいる一般世帯	1,865世帯	1,825世帯	1,746世帯
(対一般世帯数比)	(67.3%)	(71.5%)	(74.7%)
高齢者単身世帯	468世帯	527世帯	556世帯
(対一般世帯数比)	(16.9%)	(20.6%)	(23.8%)
高齢夫婦世帯数	508世帯	472世帯	472世帯
(対一般世帯数比)	(18.3%)	(18.5%)	(20.2%)

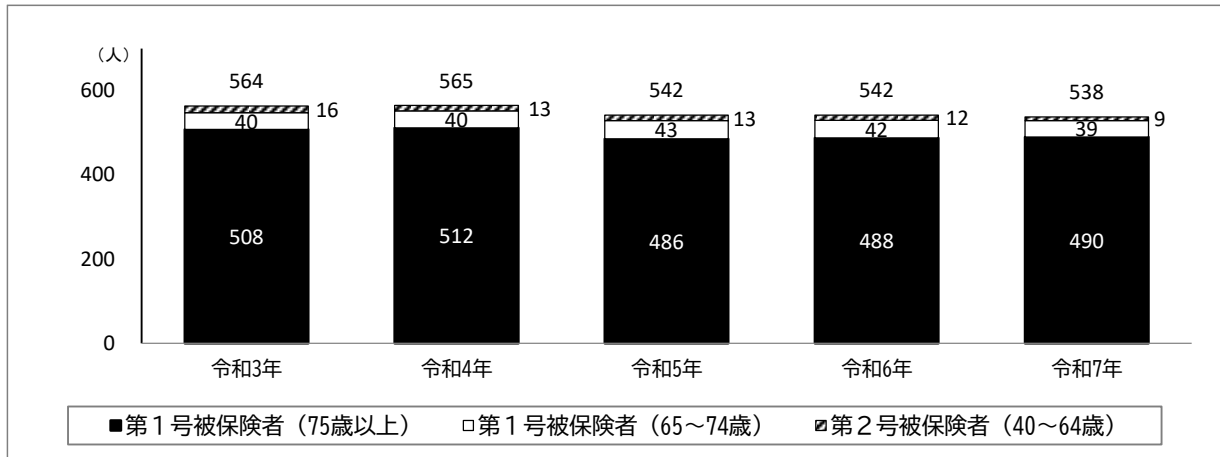
資料：国勢調査

(3)要支援・要介護認定者数の推移

介護保険被保険者の状況を見ると、第1号被保険者(75歳以上)は、令和3年の508人から令和7年には490人へと緩やかに減少しています。一方、第1号被保険者に含まれる65～74歳の被保険者数は、令和3年の40人から令和7年には39人と微減で推移しており、大きな変動は見られません。

また、第2号被保険者(40～64歳)については、令和3年の16人から令和7年には9人と減少しています。

■要支援・要介護認定者数の推移(被保険者種類別)

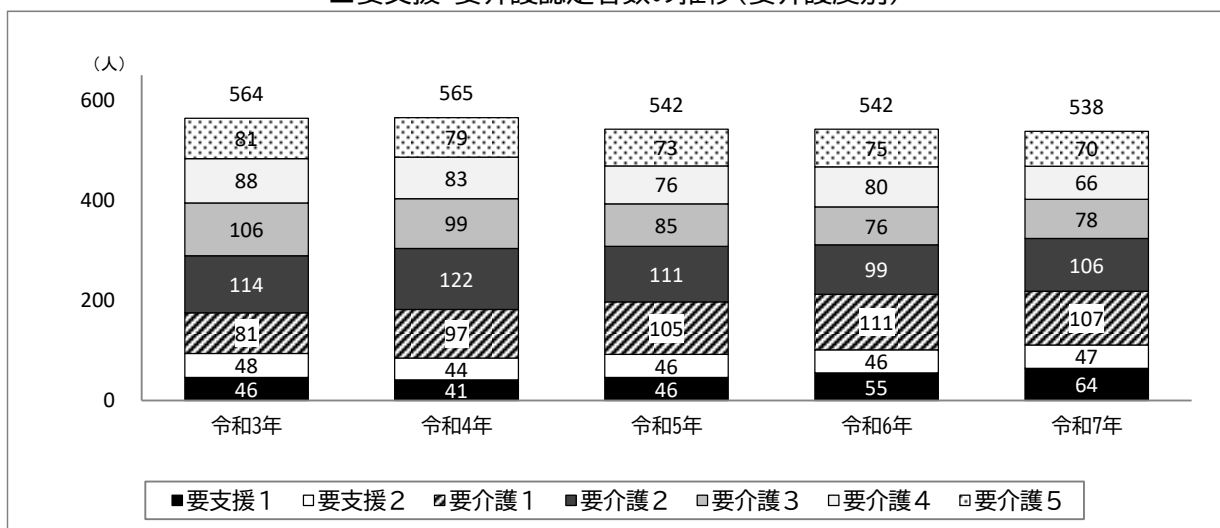


資料:介護保険事業状況報告

要支援・要介護度別の認定者数の推移を見ると、要支援1・2は令和3年の94人から令和7年には111人へと増加しており、特に要支援1は46人から64人へと大幅に増加しています。

一方、要介護3～5の重度認定者は令和3年の275人から令和7年には214人へと減少しており、重度者の割合が低下していることが分かります。

■要支援・要介護認定者数の推移(要介護度別)



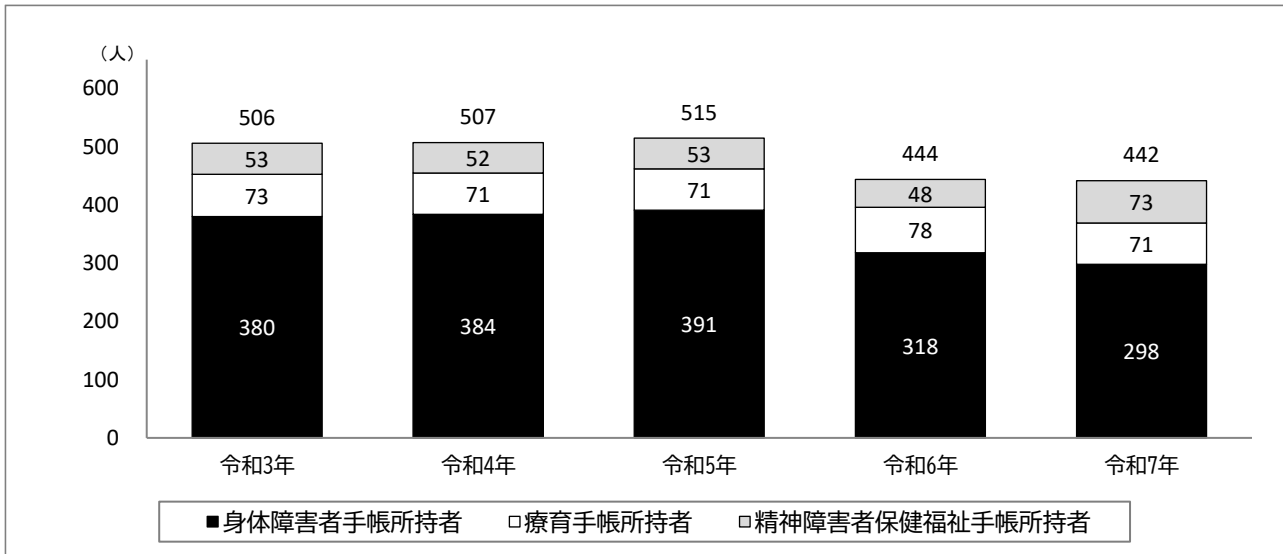
資料:介護保険事業状況報告

7 障がい者の状況

(1)障害者(手帳所持者)数の推移

障害者手帳保持者数の推移をみると、令和3年から令和7年にかけて、全体の人数は506人から442人へと減少しています。内訳では、身体障害者手帳保持者が380人から298人へと最も大きく減少しており、全体の減少を牽引しています。一方、療育手帳保持者は令和3年の73人から令和7年には71人と横ばい傾向で推移しており、精神障害者保健福祉手帳保持者も53人から73人へと増加しています。

■障害者(手帳所持者)数の推移

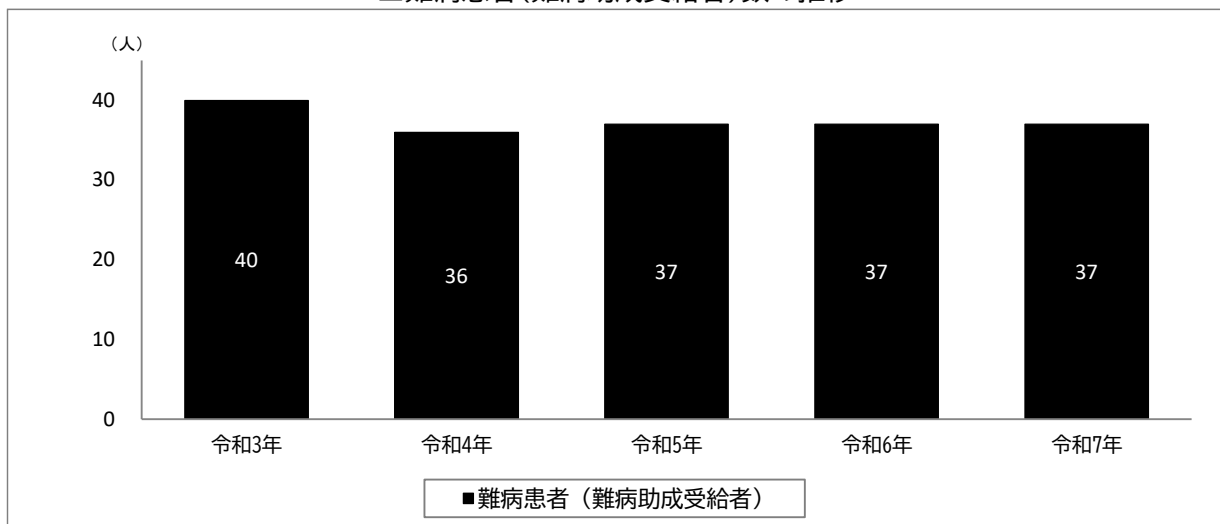


資料：福祉課資料(各年4月1日現在)

(2)難病患者(難病助成受給者)数の推移

難病患者(難病助成受給者)についてみると、令和3年の40人から令和4年に一旦36人まで減少した後、令和5年以降は37人で横ばい傾向となっています。

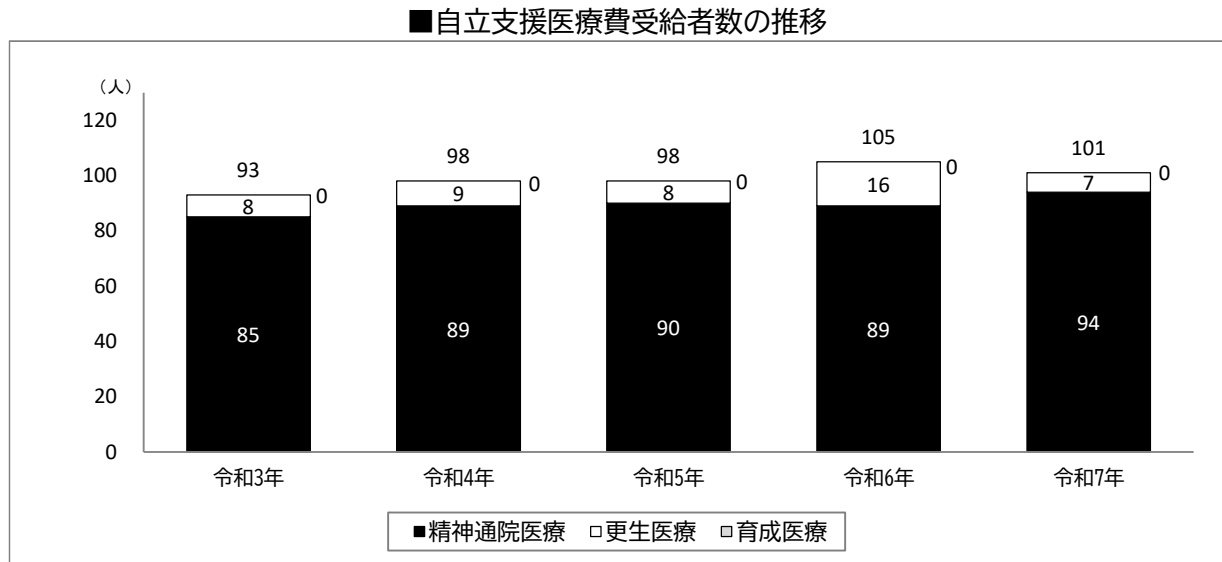
■難病患者(難病助成受給者)数の推移



資料：福祉課資料(各年4月1日現在)

(3) 自立支援医療費受給者数の推移

自立支援医療費受給者数の推移をみると、最も多いのは精神通院医療で、令和3年の85人から令和7年には94人へと増加傾向にあります。更生医療は、令和3年から令和5年までは8～9人で推移していましたが、令和6年に16人と一時的に増加した後、令和7年には7人と減少しています。育成医療の受給者は、いずれの年も0人で推移しています。



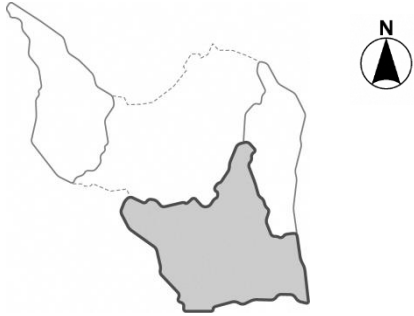
資料：福祉課資料(各年4月1日現在)

8 各地区の実態

各地区の実態を以下のとおり、まとめました。

■蟹田地区

(令和8年1月1日現在)

区分	項目	数量						
人口	総人口	2,364人						
	0～14歳	139人						
	15～64歳	1,053人						
	65歳以上	1,172人						
世帯	総世帯数	1,143世帯						
子ども	0～6歳	35人				区分	項目	数量
	小学生	67人						
	中学生	47人						
	子どものいる世帯	109世帯						
	ひとり親世帯	20世帯						
高齢者	前期高齢者	501人	自治会	自治会数	18自治会			
	後期高齢者	671人		民生委員・児童委員	15人			
	要支援認定者	32人		うち主任児童委員	1人			
	うち2号被保険者	0人	団体	NPO法人	0団体			
	要介護認定者	171人		登録ボランティア	39人			
	うち2号被保険者	2人		老人クラブ	5クラブ			
	高齢者のいる世帯	835世帯	事業所	保健・福祉関係	14か所			
	高齢者単身世帯	344世帯		医療関係	3か所			
	高齢者夫婦世帯	165世帯		歯科関係	1か所			
障害者	身体障害者	114人	公共施設	その他	4か所			
	知的障害者	17人		体育施設	2施設			
	精神障害者	18人		教育・文化施設	14施設			
				社会福祉施設	1施設			
地域特性	<ul style="list-style-type: none"> ○津軽半島のほぼ中央に位置し、東は陸奥湾を望み、東西およそ12km、南北13.7km、総面積116.5km²の広がりをもつ臨海区域です。 ○積雪寒冷地帯であり、春の終わりから夏にかけて、オホーツク海の冷気を含んだ偏東風（ヤマセ）による低温が続くことがあり、農作物に大きな影響を与えることもあります。 ○産業としては、ホタテ養殖、定置網、棒受網、刺網漁が中心となっており、主要魚種はホタテ、コウナゴ、カレイ類、ヒラメ、イワシとなっています。 ○観瀾山公園、蟹田川「シロウオ魚」などの観光資源があり、また固有の伝統文化を受け継いでいます。 ○地区人口は、外ヶ浜町の総人口4,803人に対し2,364人で構成比49.2%となっています。また、高齢化率は49.6%となっています。 							
				公営企業	3施設			
				その他	10施設			

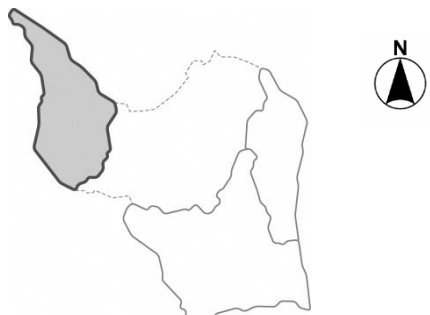
■平館地区

(令和8年1月1日現在)

区分	項目	数量			
人口	総人口	1,181人			
	0～14歳	18人			
	15～64歳	528人			
	65歳以上	635人			
世帯	総世帯数	691世帯			
子ども	0～6歳	3人	区分	項目	数量
	小学生	8人			
	中学生	10人			
	子どものいる世帯	23世帯			
	ひとり親世帯	5世帯			
高齢者	前期高齢者	242人	自治会	自治会数	9自治会
	後期高齢者	393人		民生委員・児童委員	7人
	要支援認定者	19人		うち主任児童委員	0人
	うち2号被保険者	0人	団体	NPO法人	0団体
	要介護認定者	108人		登録ボランティア	38人
	うち2号被保険者	0人		老人クラブ	4クラブ
	高齢者のいる世帯	462世帯		事業所	保健・福祉関係
	高齢者単身世帯	198世帯	医療関係		0か所
高齢者夫婦世帯	92世帯	歯科関係	0か所		
		その他	4か所		
障害者	身体障害者	77人	公共施設	体育施設	2施設
	知的障害者	14人		教育・文化施設	10施設
	精神障害者	17人		社会福祉施設	0施設
				公営企業	2施設
地域特性	<p>○蟹田地区の北に隣接し、海岸沿いに南北に細長く、東は平館海峡を隔てて下北半島に相對し、北西は今別町、西は北津軽郡中泊町と境しています。総面積51.31km²の臨海区域です。</p> <p>○積雪寒冷地帯であり、春の終わりから夏にかけて、オホーツク海の冷気を含んだ偏東風（ヤマセ）による低温が続くことがあり、農作物に大きな影響を与えることもあります。</p> <p>○豊かな漁場である津軽海峡、平館海峡、陸奥湾に接していることから、産業としてはホタテ養殖、定置網、棒受網、刺網漁が中心となっており、主要魚種はホタテ、コウナゴ、カレイ類、ヒラメ、イワシとなっています。特に焼干イワシは当地域の特産品となっています。</p> <p>○平館灯台、おだいばオートビレッジやさい沼など風光明媚な観光資源があります。</p> <p>○地区人口は、外ヶ浜町の総人口4,803人に対し1,181人で構成比24.6%となっています。また、高齢化率は53.8%となっています。</p>				

■三厩地区

(令和8年1月1日現在)

区分	項目	数量				
人口	総人口	1,258人				
	0～14歳	32人				
	15～64歳	462人				
	65歳以上	764人				
世帯	総世帯数	730世帯				
子ども	0～6歳	10人	区分	項目	数量	
	小学生	16人				
	中学生	10人				
	子どものいる世帯	34世帯				
	ひとり親世帯	7世帯				
高齢者	前期高齢者	244人	自治会	自治会数	13自治会	
	後期高齢者	520人		民生委員・児童委員	11人	
	要支援認定者	50人		うち主任児童委員	1人	
	うち2号被保険者	0人	団体	NPO法人	0団体	
	要介護認定者	100人		登録ボランティア	66人	
	うち2号被保険者	3人		老人クラブ	3クラブ	
	高齢者のいる世帯	547世帯	事業所	保健・福祉関係	6か所	
	高齢者単身世帯	262世帯		医療関係	1か所	
	高齢者夫婦世帯	149世帯		歯科関係	0か所	
障害者	身体障害者	83人	公共施設	その他	4か所	
	知的障害者	8人		体育施設	2施設	
	精神障害者	18人		教育・文化施設	10施設	
				社会福祉施設	1施設	
地域特性	○今別町をまたいだ飛び地となっており、津軽海峡を隔てて北海道と相対する津軽半島の最北端に位置します。西は三大美林のひとつに数えられる青森ヒバの産地で、総面積65.34km ² の臨海区域です。					
	○津軽海峡、三厩湾に接しており、豊富な漁業資源を背景に基幹産業として漁業が行われてきました。近年漁獲量の減少が見られる中で、当地区はマグロ、ヒラメ、イカの本釣り漁とコンブ、エゴノリ、モズク等の海藻類の漁が主となっています。					
	○龍飛埼灯台、青函トンネル記念館、全国で唯一の階段国道など風光明媚な観光資源があります。					
	○地区人口は、外ヶ浜町の総人口4,803人に対し1,258人で構成比26.2%となっています。また、高齢化率は60.7%となっています。					
					その他	2施設
					その他	8施設

9 地域課題のまとめ

課題のまとめは、アンケート結果や地域特性からの課題も含めて本町の地域課題を整理しました。

課題1 地域のつながりの希薄化と助け合い機能の低下

住民同士の交流は、あいさつや簡単な頼みごと程度が8割以上を占めており、「ほとんど付き合いはない」世帯も 11.0%あります。地域での人間関係の希薄化が進んでいる様子が見えます。(町民調査／問 10)

町内会に加入していない、または退会した世帯は5.8%であり、その理由として「特に不便を感じない」「行事に参加できない」が多く挙げられており、地域活動への参加意識の低下が見られます。(町民調査／問 11・問 11-1)

地域の課題として、「地域の人たちの付き合い方」(18.2%)や「地域の連帯感(助け合い)の喪失」(15.1%)が挙げられており、住民も支え合いやつながりの低下を課題として認識しています。(町民調査／問 16)

一方で、安心して暮らすために大切なこととして、「となり近所の助け合い」が 19.5%となっており、助け合いの重要性は理解されているものの、実際の行動には十分に結びついていない状況です。(町民調査／問 45)

課題2 地域での助け合い意識と必要性の認識

地域で困っている人や世帯に対して手助けができるとは「思わない」と回答した人は町全域で 36.6%あり、特に平館地区では 47.5%と半数近くを占めており、地域での支え合いの担い手が十分に育っていない状況が見られます。(町民調査／問 14)

一方で、手助けができると「思う」と回答した人は 61.3%であり、具体的な内容としては「日常の見守り・声かけ」(76.5%)、「緊急時の手助け」(50.3%)、「話し相手・相談相手」(33.5%)など、比較的負担の少ない見守りや声かけによる支援が多く挙げられています。(町民調査／問 14・問 14-1)

地域の人に手助けしてほしいこととしては、「緊急時の手助け」(32.9%)や「日常の見守り・声かけ」(24.7%)が挙がっており、住民のニーズと支援の内容は概ね一致していることが分かります。(町民調査／問 15)

また、地域で協力し合うとよいと思うこととして、「災害時の避難・救助や防災対策」(56.5%)、「一人暮らし高齢者の見守り活動」(31.2%)、「健康づくり・介護予防の活動」(25.7%)が挙げられており、災害対応と高齢者支援が主な関心となっています。(町民調査／問 18)

地域活動については、「特別な愛着や関心はないが、最低限の付き合い・関わりは持ちたい」と回答した人が 40.4%と約4割を占めており、積極的関与よりも適度な距離感での関わりを望む傾向がみられます。(町民調査／問 19)

誰もが安心して暮らせるために地域で重要だと思うこととして、「見守りや安否確認」(64.8%)が最も高く、「医療の充実」(48.4%)、「高齢者支援の充実」(35.2%)、「災害時の助け合い」(30.8%)など、安全・安心な暮らしの基盤を支える機能が重視されています。(地域役員調査／問 19)

課題3 地域への定住意向と地域満足度、地域活動への参加意識

外ヶ浜町に住み続けたいと考えている町民は 62.0%ですが、20 歳代では 36.7%にとどまっており、若年層の定住意向の低さがうかがえます。(町民調査／問 8)

住んでいる地域への満足度については、「満足している」「ある程度満足している」が 69.9%で7割近くを占めています。地区別では蟹田地区 73.8%、三厩地区 71.2%、平館地区 61.0%となっています。(町民調査／問 13)

ボランティアや地域活動に「参加したことがある」または「参加したい」と回答した人は 63.0%で、比較的高い関心が見られます。活動内容としては、「災害時の現地活動」(43.5%)、「環境美化」(28.3%)、「高齢者に関する活動」(27.7%)が挙げられています。(町民調査／問 28・問 28-1)

また、「地域活動のボランティア講座」(26.6%)や「災害ボランティア講座」(27.7%)に参加してみたいとする人も2割台となっています。(町民調査／問 28-2)

地域活動やボランティア活動の輪を広げるために必要なこととして、「気軽に相談できる窓口の設置」(43.2%)が最も多く、「活動できる拠点や場所の整備」(29.5%)、「若い世代への参加呼びかけ」(22.3%)が続いています。(町民調査／問 29)

課題4 地域の支え合い機能の弱まりと相談・協働体制の課題

地域で困っている人を手助けできると考える人は 61.3%ですが、具体的な支援内容は「見守り・声かけ」(76.5%)など、比較的負担の少ないものに限られています。一方で、手助けできないと考える人も 36.6%おり、地域での支え合いの担い手不足がうかがえます。(町民調査／問 14・問 14-1)

生活上の相談や支援の相手として、公的機関を挙げる人は2割程度と低く、民生委員・児童委員を「知らない」人が 51.0%、社会福祉協議会の活動内容を知らない人も 49.6%となっており、支援機関の認知不足が見られます。(町民調査／問 17・問 43・問 44)

地域福祉の充実に向けて町に求めることとしては、「身近な相談窓口の充実」(36.6%)や「住民同士の支え合い活動の支援」(36.3%)が多く挙げられており、相談体制と地域の助け合い基盤の強化が求められています。(町民調査／問 46)

地域役員の活動では、7割以上がやりがいを感じている一方で、約半数が負担を感じています。高齢化や活動のマンネリ化、住民の付き合いの希薄化などが課題となっており、活動を担う人材や連携体制の強化が必要です。(地域役員調査／問 9①②・問 10)

また、地域活動を進めるうえで必要なこととして、「町役場・社会福祉協議会・地域団体との交流機会の確保」(62.6%)や、「防災・防犯などでの連携体制づくり」(38.5%)が挙げられており、関係機関・団体とのネットワークづくりが重要であると考えられています。(地域役員調査／問 20)

課題5 福祉サービスの利用状況と情報提供の課題

福祉サービスや介護保険サービスを「利用している(利用したことがある)」人は37.3%であり、そのうち「どこに申し込めばよいかわからなかった」(11.9%)、「サービスに関する情報が入手しづらかった」(9.2%)といった情報面での不満が1割程度見られます。主な情報源として「町の広報紙」(33.2%)や「社会福祉協議会の窓口・広報紙」(13.7%)が挙げられていることから、これらの周知と活用促進が必要です。(町民調査/問 30・問 30-1・問 31)

一方で、「利用したことがない」人は59.9%であり、その理由として「利用する必要がない」(60.6%)が最も多いものの、「家族で対応できる」(18.9%)、「サービスの内容や利用方法がわからない」(10.3%)、「経済的な負担が心配」(9.1%)といった理由も一定程度挙がっており、理解不足や心理的ハードルも存在しています。(町民調査/問 30・問 30-2)

課題6 情報取得手段と防災時の情報・支援体制に関する課題

パソコンや携帯電話、スマートフォンを「持っていない」(13.4%)または「持っているが使わない」(11.3%)人は合わせて24.7%おり、4人に1人はICT機器を日常的に利用していません。一方で、「ほとんど毎日」インターネットやメールを利用している人は56.8%となっており、情報取得手段に大きな差があることがわかります。(町民調査/問 20)

災害時に最寄りの避難所を知らない人は23.6%に上り、防災情報の周知が十分とはいえない状況です。特に蟹田地区では25.6%と比較的高い傾向がみられます。(町民調査/問 21)

災害時の不安としては、「情報を得られるか」(52.7%)が最も多く、「避難所の設備」(35.3%)や「避難所まで行けるか」(31.5%)など、情報面と移動・環境面の不安があわせて挙げられています。(町民調査/問 22)

住民同士の助け合いとして必要と考えることは、「安否確認・声かけ」(69.9%)、「避難所への移動支援」(55.1%)、「災害・避難情報の提供」(51.0%)であり、情報共有と支援体制の重要性が認識されています。(町民調査/問 23)

また、地域で重要だと思える備えとして、「食糧や備品の備蓄」(56.8%)とともに、「日頃からのあいさつや声かけなどの付き合い」(55.5%)が挙げられており、災害対応においても地域のつながりが重視されています。(町民調査/問 24)

災害時要援護者避難支援制度を「知らない」と回答した人は80.1%と非常に高く、制度の認知・活用が進んでいない状況です。(町民調査/問 25)

災害時の避難支援を近所の人にあらかじめお願いしておくことについては、約6割が協力を求めたいと回答している一方、「協力はほらない」(11.6%)、「プライバシーの問題などで拒否する」(4.1%)という声も一定数あります。(町民調査/問 26)

課題7 支援が必要な人を地域で支える仕組みと制度利用促進の課題

高齢者や障がい者、児童に対する虐待・暴力を見聞きした場合、「通報しない」と回答した人は9.2%であり、その理由として「面倒に巻き込まれたくない」(44.4%)や「通報したことを恨まれるかもしれない」(25.9%)など、不安や心理的抵抗が背景にあります。また、「場合によっては通報する」と回答した人が約6割を占めており、表面化していない事例の存在が懸念されます。(町民調査／問32・問32-1)

虐待や暴力を防止するために必要なこととして、「関係機関の対応強化」(28.8%)とともに、「地域住民のつながりを深めること」(25.3%)が挙げられており、制度的支援と地域での見守り・つながりの両面での対応が求められています。(町民調査／問33)

日常生活自立支援事業について「知らない」人は約8割、成年後見制度についても約7割が「知らない」と回答しており、制度の内容がよくわからない人も41.8%を占めています。支援制度に関する認知不足が大きな課題となっています。(町民調査／問34・問35・問37)

生活困窮者自立支援制度については、地域住民の8割強、地域役員の約7割が「知らない」と回答しています。必要な支援として、「就労支援」(44.5%・42.9%)、「生活支援」(34.2%・37.4%)が挙げられており、制度の周知と具体的な自立支援の充実が求められています。(町民調査／問38・問39、地域役員調査／問22・問23)

地域で特に支援が必要と思われる人としては、「一人暮らし高齢者」(80.2%)が最も多く、「高齢者のみの世帯」(58.2%)、「認知症の方」(24.2%)、「障がい者」「介護者」(各23.1%)が挙げられています。(地域役員調査／問21)

第3章 第3期計画の評価

第3章 第3期計画の評価

1 評価の概要

(1) 評価結果の考え方

第3期外ヶ浜町地域福祉計画において設定した成果指標に基づき、令和3年度から令和7年度の取組の結果により5段階で評価を行いました。

令和2年度の基準値と令和7年度の実績値を比較	
目標値に達した	◎
目標値に達していないが改善傾向にある	○
変わらない	△
悪化している	×
評価困難	—

(2) 計画の達成状況

令和3年度から令和7年度の取組において、基本目標別の達成状況の「目標値に達した」「目標値に達していないが改善傾向にある」を合わせた「改善傾向」以上の割合は、47.6%でした。達成率の高かった基本目標は、「基本目標Ⅳ だれもが安全で安心して暮らせる まちづくり」の66.7%で、低かった分野は、「基本目標Ⅲ 公私協働による地域課題の解決に向けたまちづくり」の0%でした。

	◎	○	△	×	—	合計項目数	改善傾向以上割合
	目標値に達した	改善傾向にある	変わらない	悪化している	評価困難		
基本目標Ⅰ 人がつながり地域の絆が深まる まちづくり	2	1	0	4	0	7	42.9%
基本目標Ⅱ 地域が一体となって支え合う まちづくり	3	2	0	3	0	8	62.5%
基本目標Ⅲ 公私協働による地域課題の解決に向けたまちづくり	0	0	0	3	0	3	0.0%
基本目標Ⅳ だれもが安全で安心して暮らせる まちづくり	0	2	0	1	0	3	66.7%
全体	5	5	0	11	0	21	47.6%

2 各基本目標における指標の達成状況

第3期外ヶ浜町地域福祉計画では、4つの基本目標において成果指標を設定し、施策の推進を図ってきました。

第3期外ヶ浜町地域福祉計画にて設定した目標指標に対する達成状況を以下に示します。

成果指標	基準値 (R2年度)	目標値 (R7年度)	実績値 (R7年度)	評価	指標の出典等
基本目標Ⅰ 人がつながり地域の絆が深まる まちづくり					
ほとんど近所づきあいをしていない人の割合	6.3%	3.0%	11.0%	×	アンケート調査より
ボランティアや地域活動への参加割合	31.4%	40.0%	32.9%	○	アンケート調査より
地域の民生委員・児童委員を知っている人の割合	57.2%	70.0%	45.5%	×	アンケート調査より
町内会への加入率	88.7%	100.0%	88.4%	×	福祉課調べ
通いの場の開催回数	464回	500回	500回	◎	福祉課調べ
(介護)見守りボランティア登録者数	14人	25人	37人	◎	福祉課調べ
老人クラブ加入数	442人	500人	300人	×	福祉課調べ
基本目標Ⅱ 地域が一体となって支え合う まちづくり					
困っている人や世帯に対して手助けできると 思う人の割合(共助への意欲)	65.9%	75.0%	61.3%	×	アンケート調査より
成年後見制度を知っている人の割合	26.8%	50.0%	28.1%	○	アンケート調査より
認知症サポーター数	570人	670人	639人	○	福祉課調べ
高齢者と子どもの交流イベントの開催回数も しくは開催継続	1回	1回	1回	◎	福祉課調べ
地域の教育力向上のための学校内外を通じた 奉仕活動の回数	3回	6回	2回	×	福祉課調べ
要保護児童対策地域協議会の開催回数	6回	5回	5回	◎	福祉課調べ
成年後見制度利用人数	36人	50人	20人	×	福祉課調べ
特定健診の受診率	23.9%	30.0%	38.0%	◎	福祉課調べ
基本目標Ⅲ 公私協働による地域課題の解決に向けたまちづくり					
地域役員の活動に負担を感じている人の割合	50.0%	45.0%	63.7%	×	アンケート調査より
福祉への関心を持っている人の割合	74.1%	85.0%	66.4%	×	アンケート調査より
相談のしやすさや相談回数	12回	30回	10回	×	福祉課調べ
基本目標Ⅳ だれもが安全で安心して暮らせる まちづくり					
避難場所を知っている人の割合	68.2%	80.0%	73.6%	○	アンケート調査より
福祉サービスや介護保険サービスを利用した ことがある人の割合	36.7%	50.0%	37.3%	○	アンケート調査より
避難行動要支援者の個別計画作成人数	50人	55人	35人	×	福祉課調べ

第4章 計画の基本的な考え方

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本町では、これまで「町民だれもが、健やかに暮らせて 住み続けたい 愛着のある まち」という基本理念のもと、地域福祉の推進に取り組んできました。この基本理念は、町民一人ひとりの尊厳が守られ、誰もが地域の一員として安心して暮らし続けられるまちを目指す、本町の不変の価値であり、今後も揺るぎない指針となるものです。

一方で、人口減少・少子高齢化の進行、家族形態や地域のつながりの変化、複雑化・複合化する生活課題への対応など、本町を取り巻く社会環境は大きく変化しています。これまでの対象者別・制度別の支援だけでは解決が難しい課題も増えており、地域住民や関係機関が支え合いながら、誰もが自分らしく暮らし続けられる地域共生社会の実現が求められています。

こうした状況を踏まえ、本町では従来の基本理念を引き継ぎつつ、町民一人ひとりが役割と生きがいを持ちながら、ともに安全・安心で心豊かに暮らしていける地域づくりを目指していきます。

【基本理念】

**町民だれもが、健やかに暮らせて
住み続けたい 愛着のある まち**

また、基本理念の実現に向け、計画期間の5年間で実現すべきこととして、次の5項目を「第4期外ヶ浜町地域福祉計画における基本目標」として、総合的に推進します。

基本目標Ⅰ	人がつながり地域の絆が深まる まちづくり
基本目標Ⅱ	地域が一体となって支え合う まちづくり
基本目標Ⅲ	公私協働による地域課題の解決に向けた まちづくり
基本目標Ⅳ	だれもが安全で安心して暮らせる まちづくり

2 重層的支援体制整備に関して

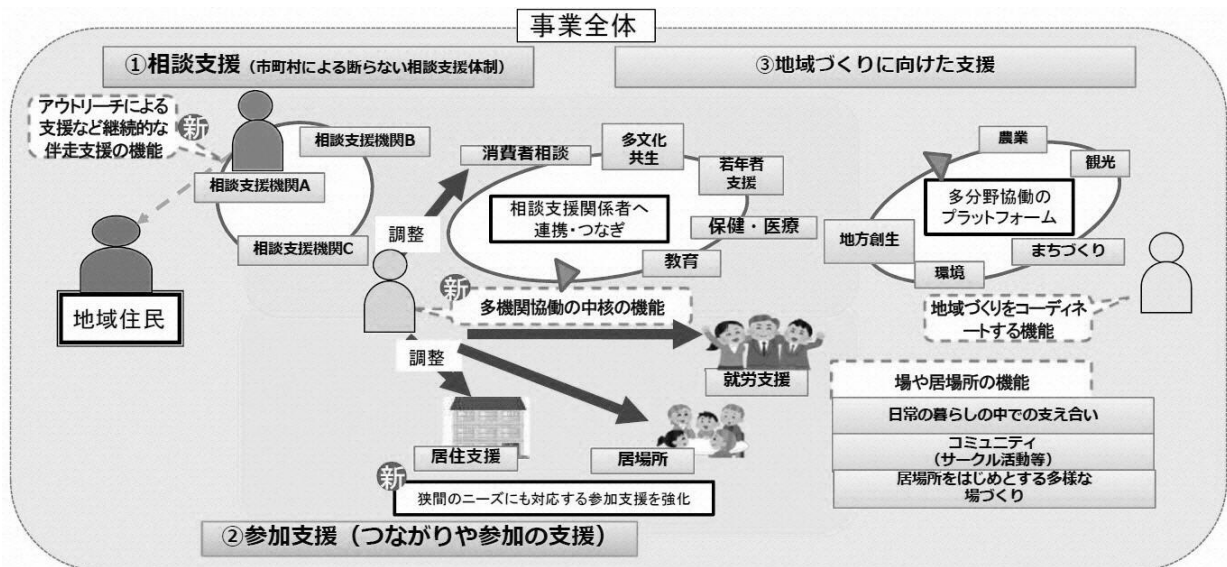
(1) 社会の現状と課題

これまでの日本の公的福祉制度は、高齢者、障がい者、児童、生活困窮者など、対象者や制度分野ごとにサービスを提供する仕組みのもとで、専門的かつ一定の支援を行ってきました。

しかし近年では、介護と育児の両方を担うダブルケアや、いわゆる8050問題、就労・障がい・孤立が複合する若年のひきこもり、ヤングケアラーなど、従来の制度や支援領域の枠に収まりにくい複雑化・複合化した課題が増加しています。これらの課題は、単一の制度につなぐだけでは解決が難しく、支援の狭間に置かれる人や、そもそも支援につながりにくい人が存在することが明らかになっています。

また、人口減少や少子高齢化の進展、核家族化や単身・非婚世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより、家族や地域による非公式な支え合いの機能も低下しています。これにより、従来であれば家族や地域が担ってきた見守りや相談、早期発見の役割が弱まり、困りごとが表面化しにくく、孤立・排除や生活破綻につながるおそれも高まっています。

こうした現状を踏まえ、支援が必要な人を属性や世代で分けずに受け止め、相談を断らず、本人や世帯の状況に寄り添いながら、継続的かつ包括的に支援できる体制の整備が求められています。本町においても、既存の介護、障がい、子ども、生活困窮等の相談支援機能を生かしつつ、地域共生社会の実現に向けた重層的で柔軟な支援体制の構築が重要な課題となっています。



(2)各事業の基本的な考え方

①相談支援事業

高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉・生活困窮者自立支援を所管する福祉部が中心となり、各支援機関との連携を図り実施について検討します。

相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止める包括的支援相談窓口の設置又は体制づくりを検討します。

②参加支援事業

複雑化・複合化した課題に対応できるよう、支援ニーズや課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源とのマッチングを行えるコーディネーターの養成を検討し、新たな社会資源の開拓や既存の社会資源の拡充を図るなど、既存の取り組みでは対応できない狭間のニーズにも対応可能な体制の構築を検討します。

③地域づくり事業

通いの場、認知症カフェなど住民参加型の取り組みを今後も増やすとともに、今後は公民館等の活用なども含め、世代や対象に限定されない住民同士が出会い参加できる場や居場所の創出を目指します。

④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

社会から孤立している世帯や公的支援制度の対象要件に満たない制度の狭間にある対象者を地域での気づきから支援体制への円滑なつながりができる体制の構築を検討します。

自ら支援を求めることが困難な人や、支援が必要な状況であっても支援を求めている人への支援ができるよう、アウトリーチを含む継続的な支援を行える体制づくりを目指します。

※ アウトリーチ…生活上の課題を抱えながらも自ら援助にアクセスできない個人や家族に対し、家庭や学校等への訪問支援、当事者が出向きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう積極的に働きかける取り組み

⑤多機関協働事業

社会福祉協議会の総合相談の窓口など市内のさまざまなネットワークや協議会などを活用し、事業実施に向けた検討を行います。要保護児童対策地域協議会や地域包括ケア会議などの既存の多機関協働、専門職参加の協議会での取り組みを広げること、単独の相談支援機関だけでは対応が難しい支援対象者等への課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、支援の方向性の整理を行える体制づくり、ネットワークの構築を目指します。

3 計画の体系図

基本理念	基本目標	具体的施策
町民だれもが、健やかに暮らせて 住み続けたい 愛着のある まち	I 人がつながり地域の絆が深まる まちづくり	1 地域福祉の意識向上と仲間づくり 2 地域住民が集う拠点整備と既存施設の活用 3 地域住民・ボランティア団体・NPO等の地域福祉活動 4 民生委員・児童委員等、役員活動の充実に向けた環境整備
	II 地域が一体となって支え合う まちづくり	1 地域で生活に困っている人への対応 2 高齢者・障がいを持つ人・子どもを守り支える仕組みづくり 3 地域福祉推進に向けた体制強化
	III 公私協働による地域課題の解決に向けた まちづくり	1 気づきを共有する仕組みづくり 2 地域住民の課題や相談を包括的に受け止める体制整備 3 地域課題の解決に向けた関係機関のネットワーク化
	IV だれもが安全で安心して暮らせる まちづくり	1 安全で安心して暮らせる環境整備と防災対策 2 保健・福祉等に関する情報伝達の充実

第5章 地域福祉の施策展開

第5章 基本目標の展開

基本目標 I

人がつながり地域の絆が深まる まちづくり

1 地域福祉の意識向上と仲間づくり

【現状と課題】

町民アンケートの結果によると、近所の人との付き合い方は、「あいさつする程度」が最も高く51.4%、「普段から簡単な頼みごとをし合う付き合い」(26.0%)、「困りごとを相談し合うなど家族同様の付き合い」(9.6%)となっており、日常的に一定の関わりを持つ人が約3割である一方、「ほとんど付き合いはない」人も11.0%となっています。

町内会への加入状況をみると、「加入している」が91.8%と大半を占め、「加入していない・退会した」は5.8%となっています。その理由としては、「特に不便を感じない」(35.3%)、「行事への参加ができないから」(23.5%)などが挙げられています。

地域における課題としては、「地域の人たちの付き合い方」(18.2%)、「地域の連帯感(助け合い)の喪失」(15.1%)が上位に挙がり、住民同士のつながりの希薄化が懸念されています。

また、地域で安心して暮らすために大切だと思うこととして、「福祉サービスの充実」(41.4%)に次いで「となり近所の助け合い」(19.5%)が選ばれており、日常的な支え合いの必要性が住民から強く求められていることがわかります。

さらに、行事や役員活動の担い手が限られ、「いつも同じ人が参加する」といった意見も寄せられており、地域活動の担い手不足や交流機会の減少が課題として浮かび上がっています。こうしたつながりの希薄化は、マナーや地域ルールに関するトラブルにもつながっているという意見もみられます。

これらの課題を改善するためには、幼少期から地域に親しみ、他者を思いやる心を育むことや、学校等での心の教育の充実が重要です。また、町民が地域福祉活動に興味を持ち、参加しやすくするためには、誰もが気軽に関わられるイベントや交流の場を設けることが有効であると考えられます。実際、地域活動やボランティア活動を広げるために必要なこととして、「気軽に相談できる窓口の設置」(43.2%)や「活動できる拠点・場所の整備」(29.5%)、「若い世代への参加呼びかけ」(22.3%)が求められており、参加へのハードルを下げる工夫が必要です。

【取組の役割】

町民・地域の役割

- 家庭において、基本的な社会のルールやマナーを大人が手本となって子どもに示しましょう。
- 一人ひとりが地域の一員であるという自覚を持ち、地域活動に積極的に協力・連携して地域の活性化につなげましょう。
- 町や社協が実施する地域づくりなどの研修会に参加しましょう。

町の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習を通じて学習の機会の提供や情報を発信し、地域活動への参加のきっかけづくりとなるようなイベントの実施に対して支援を行います。 ○各種情報発信を行います。 ○自治会・老人クラブ等各種団体への活動支援を行います。

社会福祉協議会の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○“お互い様”という意識がめざめるよう、地域福祉活動への啓発を行い、助け合う意識や地域福祉について学ぶ機会を推進します。 ○学校や地域福祉団体と協力し、福祉教育に取り組みます。 ○地域で行われる仲間づくりや地域福祉活動、世代間交流の場を支援します。 ○老人クラブ、障がい者(児)団体、母子寡婦会などが実施する社会性が高まるような団体活動や団体間の交流活動を支援します。

2 地域住民が集う拠点整備と既存施設の活用

【現状と課題】

町民アンケートの結果では、住民が考える「地域」の範囲について、「町内会」(30.5%)よりも「蟹田・平館・三厩の各地区」(29.8%)がほぼ同程度となっており、町内会単位の身近な地域と、地形的・生活圏的なまとまりとしての地区単位の双方で地域を認識する傾向がみられました

地域で感じる課題や問題としては、「道路の整備」(16.4%)、「健康づくりの場・機会の充実度」(9.9%)が挙がっており、生活環境の整備と健康づくりの機会確保が求められています。

子どもから高齢者まで、地域住民が気軽に立ち寄り、集い、交流を深められる場が身近にあることで、健康づくり活動の推進とともに、住民同士の交流が広がり、地域づくり・仲間づくりの促進にもつながります。

また、様々な地域活動の拠点として、公共施設や地域の空き家などを活用する際には、誰もが利用しやすいようバリアフリー化の整備や、障がいのある方への合理的配慮が求められます。さらに、初めての人でも参加しやすいよう、イベントの企画や周知の工夫など、ハード面(施設整備)とソフト面(参加しやすい仕組みづくり)の両面からの対策が必要です。

【取組の役割】

町民・地域の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○いろいろな人たちが参加できるよう、開催日時や企画内容などを工夫しましょう。 ○地区公民館や集会所等は、地域住民の交流や仲間づくりの場、健康活動の場として活用しましょう。 ○空き店舗や空き家が、地域において有効活用できるよう、町への情報提供や企画を提案しましょう。

町の役割
<p>○地域の通いの場を整備し、介護予防教室や相談事業を実施し、高齢者仲間づくりを支援します。</p> <p>○認知症の人や家族、地域住民が集い交流できる場として、1～2か月に1回程度の頻度で認知症カフェを継続的に開催できる体制を整備し、さらに「チームオレンジ」の立ち上げを見据えて、地区ごとに住民主体で認知症カフェを運営できる仕組みを構築します。</p> <p>○地域住民が気軽に集まれる場となるよう、地域の公共施設や空き店舗、空き家などの活用を検討します。</p>

社会福祉協議会の役割
<p>○より多くの地域住民が参加できるよう、公民館などの既存施設で活動している団体を町の広報紙やホームページで紹介します。</p> <p>○地域で気軽に集い交流を深める居場所づくりが実現できるよう、仲間づくりができる機会（イベント）を作ります。</p>

3 地域住民・ボランティア団体・NPO等の地域福祉活動

【現状と課題】

町民アンケート結果では、福祉に対して「強く関心を持っている」(16.4%)と「まあまあ関心を持っている」(50.0%)を合わせると、7割弱の方が関心を持っていると回答しています。

ボランティアや地域活動の参加状況をみると、「参加したことがある」(32.9%)と「参加したことはないが参加したい」(30.1%)を合わせると、6割強の方が「参加している、または参加したい」と回答しています。参加した・参加したい活動の内容では、「災害発生時における現地活動」(43.5%)、「環境美化に関する活動」(28.3%)、「高齢者に関する活動」(27.7%)が高くなっており、多くの住民が災害対応や環境・高齢者支援などに関心を示しています。

今後、ボランティアや地域活動の輪を広げるために必要なこととしては、「気軽に相談できる窓口の設置」(43.2%)、「活動できる拠点や場所の整備」(29.5%)、「若い世代への参加呼びかけ」(22.3%)の割合が高く、住民からは「相談先」「活動拠点」「若者参加」が求められています。

今後は、ボランティアの育成やコーディネート(橋渡し)・調整機能、情報提供の充実を図るとともに、社会福祉協議会のボランティアセンター機能をより強化することが必要です。あわせて、町民一人ひとりのボランティア活動への関心を高め、行動につながる仕組みづくりが求められます。

【取組の役割】

町民・地域の役割
<p>○町や社協が発信するボランティア情報に関心を持ち、ボランティア登録しましょう。</p> <p>○社協が実施するボランティア講座に参加し、無理なくできる身近なことから活動を始めましょう。</p> <p>○ボランティアをする側・受ける側が、ともにボランティアを正しく理解し、助け合ってボランティア活動に取り組みましょう。</p>

町の役割
<p>○ボランティアやNPOなどの町民団体が、自立し活発な活動に取り組めるよう支援し、継続的で発展的な町民活動の推進を図ります。</p> <p>○ボランティア情報発信を行い、情報提供に努めます。</p> <p>○青少年ボランティアの育成を支援し、若い世代の活動参加を支援します。</p>

社会福祉協議会の役割
<p>○ボランティアセンターの活動を強化します。</p> <p>○地域のニーズに即したボランティアの各種講座を行い、担い手を育成します。</p> <p>○様々な機会を通じてボランティアグループの活動を啓発し、町民の関心を高めながら仲間づくりを支援します。</p> <p>○社協事業の中で積極的にボランティアを受け入れるなど、ボランティアの活動先の発掘と拡充に努めます。</p> <p>○ボランティアのやりがいが高まるような仕組みづくりや社会教育分野との連携など、ボランティアが活性化する方策について検討します。</p>

4 民生委員・児童委員等、役員活動の充実に向けた環境整備

【現状と課題】

地域役員アンケートの結果では、地域活動を通じて「地域に貢献している」(65.9%)や「様々な人々と接することができる」(50.5%)、「仲間ができる」(29.7%)など、多くの役員が活動の意義を実感していることが示されています。また、活動のやりがいについては「強く感じている」(15.4%)、「感じている」(62.6%)を合わせると8割近くに達し、多くの役員が地域活動に対して前向きな意識を持っています。

一方で、負担感についても「強く感じている」(11.0%)、「感じている」(52.7%)を合わせて6割強となり、担い手の負担が大きい状況も明らかとなっています。自由記述では、「高齢化による担い手不足」、「行政の福祉活動・支援」などの課題が指摘されており、人口減少や高齢化の進行により、役員の確保や活動の継続性に不安が生じている状況が伺えます。

また、住民側の認知状況をみると、民生委員・児童委員について「知っている」45.5%に対し、「知らない」が51.0%と過半数を占めており、活動内容の周知不足も課題といえます。

これらの結果から、本町における地域福祉活動は、担い手の高齢化や負担の増大、役員の確保難、活動内容の認知度の低さなど複合的な課題を抱えており、若い世代を含めた担い手の確保・育成や、地域活動の可視化、役割分担の明確化など、持続可能な体制構築が求められています。

【取組の役割】

町民・地域の役割
○地域住民は、地元の民生委員・児童委員とその活動内容について理解しましょう。
○民生委員・児童委員活動への理解を深め、必要に応じて福祉サービスの利用方法等を相談しましょう。

町の役割
○民生委員・児童委員の活動を積極的に町民に周知し、広く町民に理解と協力を得られるようにします。
○民生委員・児童委員の活動の範囲を明確化し、行政や社協などの各関係機関とも連携を行うことで、過度の負担を防ぎ、活動がしやすいようにします。
○問題・課題の複雑化を踏まえ、民生委員・児童委員等の連携を強化し、情報共有を図るための支援を行います。

社会福祉協議会の役割
○民生委員・児童委員協議会と連携し、より充実した地域福祉を推進していきます。

【評価指標と目標】

評価指標	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
ほとんど近所づきあいをしていない人の割合	11.0%	6%
ボランティアや地域活動への参加割合	32.9%	40%
地域の民生委員・児童委員を知っている人の割合	45.5%	60%
町内会への加入率	88.4%	100%
通いの場の開催回数	500回	550回
(介護)見守りボランティア登録者数	37人	50人
老人クラブ加入数	300人	350人

1 地域で生活に困っている人への対応

【現状と課題】

町民アンケートでは、地域で困っている人や世帯に対し「手助けができる」と回答した方は61.3%と6割を超えており、地域住民の支え合いに対する意識は比較的高い状況にあります。

手助けできる内容としては、「日常の見守り・声かけ」(76.5%)、「緊急時(病気・災害など)の手助け」(57.5%)、「話し相手・相談相手」(33.5%)が上位に挙がっており、日常的な見守りや交流を通じて支援に関わりたいという意向が示されています。

一方、地域役員アンケートでは、生活困窮者の自立に必要な支援として「就労支援」(42.9%)や「生活支援」(37.4%)が多く挙げられており、経済的困難に直面する住民に対して、生活基盤の安定と就労につながる支援の両面が求められていることが示されています。

これらの結果から、貧困状態にある人や生活上の困難を抱える住民が自立した生活を営むためには、福祉部門だけではなく、保健・医療・教育・就労支援等の関係機関が連携した包括的な支援体制の構築が不可欠であることが分かります。

加えて、社会的孤立のリスクが高い一人暮らし高齢者の見守り強化や、医療との連携なども課題として整理され、行政、関係団体、地域住民が協働しながら、地域全体で支える仕組みづくりを進めていくことが求められています。

【取組の役割】

町民・地域の役割
○各家庭で基本的なあいさつを身につけ、地域の人ともあいさつを交わしましょう。
○お互いに誘い合って積極的に地域の行事に参加しましょう。
○犯罪を償った人の社会復帰に理解を示し、更生と自立に協力しましょう。
○できる範囲で生活に困窮した親族や知人などの生活を支援しましょう。

町の役割
○行政区や保護者等地域と連携しながら、小中学校で引き続きあいさつ運動を展開します。
○制度の狭間にいる人や世帯に対し、支援を行う仕組みを研究します。
○生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく就労支援の実施および自立への支援策を展開します。
○利用しやすい公共交通について研究し、利便性向上に努めます。

社会福祉協議会の役割
○生活困窮世帯の自立に向けて適切な資金貸付と相談支援に努めます。
○立ち直ろうとする人たちを見守る更生保護活動に協力します。

2 高齢者・障がいを持つ人・子どもを守り支える仕組みづくり

【現状と課題】

町民アンケートでは、高齢者や障がいのある人、児童への虐待・暴力を見聞きした際に、「通報する」と回答した割合は28.4%、「場合によっては通報する」が58.2%、「通報しない」が9.2%となっています。このことから、住民の多くが状況に応じて通報の判断を行っており、通報が必ずしも徹底されていない状況がうかがえます。

虐待や暴力の防止に向けて必要な取組としては、「関係機関の対応強化」(28.8%)が最も高く、「地域住民のつながりを深めること」(25.3%)が続いており、制度的支援の強化と地域の見守り力の向上が求められています。

全国的に虐待の早期発見・早期対応が課題となる中、地域住民が日常的な関わりの中で異変に気づき、適切に通報できるよう意識を高めることが重要です。虐待防止に対する理解促進や通報の意義を伝える啓発を継続的に行い、地域全体で被害を未然に防ぐ体制を強化する必要があります。

また、判断能力が低下した方が安心して生活できるよう支援するためには、成年後見制度の活用が重要ですが、制度を十分に理解していない住民が多い実態も示されています。必要な人が制度を利用できるよう、相談体制の整備や専門職との連携強化、中核機関の機能向上など、地域全体で権利擁護の体制を充実させることが求められます。

【取組の役割】

町民・地域の役割
○自主的な高齢者サロンを運営できるように指導者と住民で協力しましょう。
○積極的に地域の介護予防活動に参加し、健康寿命を延ばしましょう
○地域での世代間交流の機会や地域子育て支援センター、子育てサロンなどを活用し、子育て経験者や同じ子育て世代と積極的に交流・情報交換しましょう。
○判断能力が不十分な人に対する権利擁護事業に理解を深めましょう。
○高齢者や障がい者(児)なども力を発揮できる環境設定のなかで、地域づくりの担い手として参加しましょう。

町の役割
○子育てしやすい環境の整備のため、保育の充実や公園の整備など、ハード、ソフト両面での支援を充実していきます。
○高齢者や障がい者(児)が地域で安心して暮らしていけるよう、地域包括ケアシステムの充実、成年後見制度の利用促進、社会参加促進のための支援を行います。
○障がいへの理解を深めるため、啓発・広報活動を積極的に行い、障がいの有無にかかわらずともに支え合う心の育成と地域の支え合いを推進します。
○いつまでも健康で自立した生活が送れるよう、各年代に適した健康づくり、介護予防事業に取り組みます。
○高齢者への健康づくりの取組として、通いの場でのいきいき百歳体操の普及に努めます。

社会福祉協議会の役割

- 地域が主体的に実施する健康づくり活動を支援します。
- 障がいのある人の日常生活を支援します。
- 高齢者や障がい者の権利擁護事業を推進します。

3 地域福祉推進に向けた体制強化

【現状と課題】

町民アンケート結果では、地域で安心して暮らすために大切だと思うこととして、「福祉サービスの充実」(41.4%)が最も高く、次いで「となり近所の助け合い」(19.5%)、「福祉施設の充実」(12.7%)が挙げられています。また、地域福祉を充実させるために町が積極的に取り組むべき支援としては、「身近な相談窓口の充実」(36.6%)が最も高く、「住民同士の支え合い活動の支援」(36.3%)、「子育てや介護など福祉サービスの充実」(30.8%)、「保健福祉に関する情報提供の充実」(21.2%)が2割を超えて選ばれています。

社会福祉協議会は、地域住民の福祉ニーズを的確に把握し、地域福祉を推進していく主要な組織です。その基盤強化のためには、社会福祉協議会自身の事業・活動の充実に加え、町による財政的支援や運営面のサポートが必要となります。さらに、町民が社会福祉協議会の役割や必要性についての理解を深め、地域の福祉活動に積極的に参画できるよう、周知の強化や情報発信の工夫も求められます。

加えて、近年の地域課題は複雑化・多様化しており、従来の縦割り型の取り組みだけでは十分に対応できない状況にあります。このため、町、社会福祉協議会、地域住民、NPO、ボランティア団体など、多様な主体が相互に連携し、協働して地域福祉を進めていく体制づくりが重要です。こうした協働基盤の整備は、地域全体の支え合いの力を高め、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現につながります。

【取組の役割】

町民・地域の役割

- 社協活動に関心を持ち、理解を深め、積極的に参加・協力しましょう。
- 社協と連携して地域の主体的な福祉活動を推進しましょう。

町の役割

- 社協の運営に対する援助を行います。
- 社協と町の事業の連携や社協の事業活動の周知を行います。

社会福祉協議会の役割

- 自主事業や受託事業、施設の指定管理の見直しを図るとともに社協組織体制を強化します。
- 多様な福祉課題に対応できる人材の確保・育成、財源の確保に努めます。
- 積極的に地域に出向き、地域の実情や課題の把握に努めます。
- 生活支援体制整備事業の協議体などを活用し、幅広い関係者による地域福祉活動計画の推進を検証します。

【評価指標と目標】

評価指標	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
困っている人や世帯に対して手助けできると思う人の割合 (共助への意欲)	61.3%	70%
成年後見制度を知っている人の割合	28.1%	40%
認知症サポーター数	639人	700人
高齢者と子どもの交流イベントの開催回数もしくは開催継続	1回	2回
地域の教育力向上のための学校内外を通じた奉仕活動の回数	2回	3回
要保護児童対策地域協議会の開催回数	5回	6回
成年後見制度利用人数	20人	30人
特定健診の受診率	38.0%	50%

1 気づきを共有する仕組みづくり

【現状と課題】

町民アンケートの結果から、地域社会に期待する役割としては、「災害や緊急事態の対応」(72.3%)が最も高く、次いで「ごみ収集など日常生活における協力体制」(52.1%)、「高齢者や障がいを持つ人に対する介護の相互扶助」(23.3%)が挙げられています。

こうした結果から、地域においては災害対応や日常生活の協力、高齢者等に対する相互扶助など、生活基盤を支える役割への期待が大きいことが分かります。

地域役員アンケートでは、住民の要望を把握する方法として「地域住民から直接聞く」(76.9%)や、「町役場・社会福祉協議会等が開催する各種事業」(19.8%)が挙げられており、日常的な接点や地域行事での対話が重要な情報源となっています。

また、特に支援が必要と思われる人として、「一人暮らしの高齢者」(80.2%)が最も多く、「高齢者のみの世帯」(58.2%)、「認知症の方」(24.2%)、「障がいを持つ人」「高齢者や障がい者を介護している方」(各 23.1%)が続き、地域における高齢者支援の必要性が高いことが示されています。

これらの結果から、地域福祉活動の展開においては、住民の声を丁寧に把握し、その地域で求められるサービスや支援を明確にしていくことが不可欠です。日常的な見守りの中で気づいた生活上の変化を地域内で共有し、必要な支援へつなげる体制づくりに加え、災害や緊急時に迅速に対応できる地域の支援体制を整備することが求められます。

【取組の役割】

町民・地域の役割
○一人ひとりが地域でコミュニケーションを図り、地域の中の異変や課題を話し合える関係を築いていけるよう心掛けましょう。
○地域の中でさりげない声かけや見守りを行い、必要に応じて関係者に橋渡しする意識を持ちましょう。

町の役割
○町内に住む住民の異変等があった場合、地域包括支援センター等に連絡する体制として、地域見守り隊事業として町内外17事業者の参加協力により実施しており、さらなる事業者の参加や住民への協力を呼びかけていきます。
○町内高齢者世帯等へ救急医療情報キットの利用を広く勧め、既利用者に対しデータ更新を進めていきます。

社会福祉協議会の役割
○地域福祉活動の関係者同士の情報交換や連携を支援します。
○地域が進める見守り活動を支援します。
○町内高齢者世帯等へ福祉安心電話等の利用を広く周知します。

2 地域住民の課題や相談を包括的に受け止める体制整備

【現状と課題】

町民アンケート結果から家族構成をみると、「未成年の子がいない二世帯家族」(31.8%)が最も多く、次いで「夫婦二人暮らし世帯」(23.6%)、「三世帯家族」(13.4%)、「一人暮らし世帯」(11.3%)となっています。近年の世帯規模の縮小傾向を背景に、多様な世帯形態がみられる状況です。

生活上の問題について相談や手助けを求める相手としては、「町役場の相談窓口・職員」(19.5%)、「社会福祉協議会」(13.4%)、「地域包括支援センター」(9.9%)などの公的機関の利用割合は高くありません。また、社会福祉協議会の活動内容について「知らない」と回答した人は49.6%にのぼり、地域福祉の中核的役割を担う組織への理解が十分に進んでいない現状が示されています。

現代においては単身世帯の増加や人間関係の希薄化により、相談できる家族が近くにいない、孤立しやすい環境に置かれる人が増える傾向があります。こうした状況に対応するためには、地域内で困りごとを早期に発見し、適切な支援につなげられる仕組みの構築が重要です。特に「どこに相談すればよいか分からない」「相談しても満足のいく回答が得られない」といった声への対応として、町役場や社会福祉協議会が担う相談機能の充実、相談窓口の周知と一元化が求められています。

住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる地域づくりのためには、支援が必要な人を地域全体で見守り、包括的にケアする体制づくりを進めることが不可欠です。行政、地域住民、関係機関が連携しながら、孤立防止と生活支援の両面から支援体制を整備していくことが求められています。

【取組の役割】

町民・地域の役割
○隣近所に関心を持ち、悩みや困りごとを抱えている人がいたら、話を聞いてあげましょう。

町の役割
○行政や社協、社会福祉法人の行う相談窓口の一覧を作成して、町の広報紙、ホームページのほか、様々な機会に町民へ周知を図ります。
○行政、社協、社会福祉法人の連携・協力体制を構築します。
○生活支援体制整備の推進、認知症施策の推進、在宅医療・介護の連携(多職種連携)、在宅福祉事業の拡充などにより、地域包括ケアシステムの充実を図ります。

社会福祉協議会の役割
○相談窓口の連携強化に努め、町民に広く周知します。
○福祉部内で情報の共有が円滑に行われるよう、支援します。
○様々な事業を通じて、支援が必要な人たちの情報を集めます。
○包括的・継続的に相談支援を行えるよう、職員の資質向上に努めます。

3 地域課題の解決に向けた関係機関のネットワーク化

【現状と課題】

地域役員アンケートの結果では、地域福祉活動を社会福祉協議会、関係団体、町民との協働で進めるうえで必要な事項として、「町役場・社会福祉協議会・地域活動団体などとの交流の機会の確保」(62.6%)が最も高く、次いで「地域活動団体などと住民が連携した防犯・防災の体制づくり」(38.5%)、「地域活動団体などとの連携体制の構築」(33.0%)が挙げられています。

また、地域活動を推進するうえで社会福祉協議会に期待することとしては、「活動資金の援助」(36.3%)、「住民に向けた地域福祉活動の啓発」(25.3%)、「活動場所の確保」(20.9%)などが示されており、町役場に対しても「活動資金の援助」(45.1%)、「活動場所の確保」(27.5%)、「住民への地域福祉活動の啓発」(20.9%)、「福祉関係情報の提供」(15.4%)などの期待が寄せられています。

近年では、高齢者のみの世帯や、いわゆる「8050 問題」の世帯、子育てと介護が重なるダブルケア世帯など、公的サービスの利用につながらないものの生活課題を抱える世帯が増加しています。こうした複雑化した課題は、個別分野ごとの支援だけでは対応が難しく、地域内の多様な主体が連携し、協働で取り組む体制づくりが重要です。

本町における地域福祉の推進にあたっては、行政・社協・地域活動団体・ボランティア・住民がそれぞれの役割を明確にしながら協働し、支え合いの基盤づくりと地域力の向上を図っていくことが必要です。

【取組の役割】

町民・地域の役割
○住民の支え合い活動について理解を深め、支え合いに協力しましょう。
○地域の具体的なニーズや課題等を町や社協に伝えましょう。

町の役割
○複雑多様化した地域の生活課題を解決するため、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援センター、社会福祉法人、行政、地域などの関係機関の連携を図ります。
○多機関の協働による包括的な支援体制を整備するため、近隣市町村及び青森県の社会福祉協議会と協働し、東地域包括化相談支援センターを東地域自立相談窓口に併設し、相談体制の強化及び包括化を推進していきます。

社会福祉協議会の役割
○地域住民の支え合い活動の周知や活動を実施するボランティアを育成します。
○地域の課題や潜在的な社会資源の発掘・開発に取り組み、包括的に支援する体制づくりに努めます。
○地域の社会福祉法人が取り組む地域公益事業の情報を把握し、連携に努めます。

【評価指標と目標】

評価指標	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
地域役員の活動に負担を感じている人の割合	63.7%	50%
福祉への関心を持っている人の割合	66.4%	80%
相談のしやすさや相談回数	10回	20回

1 安全で安心して暮らせる環境整備と防災対策

【現状と課題】

町民アンケートによると、地域の課題としては「医療体制の充実度」(32.5%)が最も多く、次いで「道路の除雪」(29.1%)、「公園など子どもの遊び場の充実度」(19.2%)が挙げられています。また、地域住民が地域の人に手助けしてほしい内容としては、「緊急時(病気、災害など)の手助け」(32.9%)、「日常の見守り・声かけ」(24.7%)、「話し相手・相談相手」(11.3%)が上位を占めています。

災害時に不安を感じる点としては、「情報を得られるか」(52.7%)が最も高く、「避難所に使いやすい設備があるか」(35.3%)、「避難所まで行くことができるか」(31.5%)が続いています。さらに、災害時に住民同士の助け合いとして必要なことについては、「安否確認や声かけ」(69.9%)、「避難所などへの移動支援」(55.1%)、「災害や避難に関する情報提供」(51.0%)が多くの住民に求められています。

一方、地域の備えとして重要と考える内容では、「食糧や備品などの備蓄」(56.8%)、「日頃からのあいさつ・声かけやつきあい」(55.5%)、「危険個所の把握」(41.8%)が挙げられており、日常のつながりが災害時の迅速な対応につながることを示されています。

また、災害時要援護者避難支援制度については「知らない」が80.1%と高く、避難支援の仕組みや相談窓口の周知不足が課題となっています。

こうした結果から、住民同士の助け合い意識は一定程度高いものの、平常時からの情報共有や見守り体制、災害弱者支援に関する仕組みづくり、避難支援制度の周知強化が求められていることが分かります。地域の課題やニーズを的確に把握し、町・社会福祉協議会・地域団体・住民が連携した体制を整えることで、災害時にも安定して支援が提供できる地域づくりが必要です。

【取組の役割】

町民・地域の役割
○一人ひとりが地域でコミュニケーションを図り、いざという時に助け合える関係を築いていけるように心掛けましょう。
○地域の安全な場所を確認し、必要に応じて危険個所の改善を町に要望しましょう。
○地域の防犯・防災活動や災害時に備えた支援活動の訓練を拡充し、積極的に参加・協力しましょう。

町の役割
○自主防災組織の設立を支援し、防災対策事業の推進を図ります。
○要配慮者の受け入れを想定した防災・災害対応訓練、感染症に配慮した避難所設営訓練等を行います。
○空き家の管理は、所有者などに適正な管理方法や空き家バンクの活用を助言します。
○避難行動要支援者台帳の整備及びシステムの整備と、民生委員・児童委員等との連携及び情報共有を進め、避難行動要支援者の支援体制を構築します。

社会福祉協議会の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○地域が実施する防犯活動や防災活動を支援します。 ○災害に備え、災害ボランティアセンターの機能を強化します。 ○災害時における支援者の育成に加えて、災害ボランティアグループの活動を支援します。 ○災害時のボランティアに学生が参画できるように、中・高等学校等との連携を検討します。

2 保健・福祉等に関する情報伝達の充実

【現状と課題】

町民アンケート結果では、福祉サービスや介護保険サービスに関する情報の入手先として、「町の広報紙」(33.2%)が最も多く、次いで「友人・知人」(21.6%)、「社会福祉協議会の窓口や広報紙」(13.7%)が続いています。一方で、「インターネット・ホームページ」による入手は 11.3%に留まっており、情報入手手段として十分に活用されていない状況が明らかとなっています。

また、インターネットの閲覧やメールの利用状況を見ると、「ほとんど毎日」利用する住民が 56.8%である一方、「持っていない」(13.4%)、「持っているが使わない」(11.3%)と回答した住民も 24.7%を占めており、を占めており、一定数の住民がデジタル手段による情報入手に課題を抱えていることが伺えます。

こうした状況を踏まえると、福祉サービスや介護保険サービスに関する情報提供においては、パソコンやスマートフォンを持たない、または利用が難しい住民にも確実に情報が行き届くよう、町の広報紙や地域組織を活用した周知を継続して充実させていくことが必要です。そのうえで、必要な情報を必要なときに入手できるよう、町ホームページの利用促進や、インターネット利用に関する相談支援や周知活動を併せて展開し、住民の情報アクセス環境の向上を図ることが重要となります。

【取組の役割】

町民・地域の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○公的な生活支援等の情報等に関心を持ち、積極的に町の広報紙やホームページ等から情報を得ましょう。 ○近隣や知人の中で情報を入手しづらい、または困っている人たちに気づいたら、行政機関などにつながりましょう。

町の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○福祉の制度やサービスの紹介は、町の広報紙やホームページで分かりやすく説明します。また、障がいのある人への情報伝達は障がいの特性に応じた配慮を行います。 ○民生委員・児童委員やケアマネジャーなど福祉に携わる人たちへの情報提供を積極的に行います。

社会福祉協議会の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○「社協だより」の発行時期や発行回数を見直し、多くの情報を提供できるよう努めます。 ○様々な広報できる機会を通じて、必要な福祉関連情報等を提供します。

【評価指標と目標】

評価指標	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
避難場所を知っている人の割合	73.6%	80%
福祉サービスや介護保険サービスを利用したことがある人の割合	37.3%	50%
避難行動要支援者の個別計画作成人数	35人	50人

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定の背景と趣旨

認知症高齢者の増加や、障がいのある方の地域生活の自立促進が求められる中、身寄りがないことなどにより社会的孤立の状態に置かれる方が増えており、誰もがその人らしく生活を続けられるよう、権利擁護支援の重要性はこれまで以上に高まっています。とりわけ、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより財産管理や日常生活に支障が生じる方々を地域社会全体で支えることが喫緊の課題となっています。

成年後見制度は、これらの方々の意思を尊重しつつ、必要な保護を適切に行うための権利擁護の仕組みとして重要な役割を担っていますが、制度が十分に利用されていない状況があります。このため、国は平成 28 年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を制定し、成年後見制度の利用促進を総合的・計画的に進めるため、平成 29 年 3 月に「成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

こうした状況を踏まえ、本町では、判断能力が十分でない状態となっても、本人の意思や権利が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、成年後見制度を中心とした権利擁護支援の充実を図る必要があります。

成年後見制度は、判断能力が不十分な人の権利を守るための重要な制度である一方で、制度の内容が分かりにくいことや、利用に対する心理的な抵抗感などから、必要な支援につながっていないケースも見受けられます。特に、支援が必要となる初期段階において、適切な相談先につながらず、課題が深刻化してから制度利用に至る状況が課題となっています。

本町では、東津軽圏域権利擁護支援センターをはじめとする関係機関と連携し、成年後見制度に関する相談支援や利用促進、後見人等への支援体制の充実を図るとともに、本人の意思を尊重した支援が行われる地域体制の構築を進めるため、本計画を策定するものです。

成年後見制度利用促進法における成年後見制度の基本理念

①ノーマライゼーション

成年被後見人等が、成年被後見人でない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと。

②自己決定権の尊重

障害者の権利に関する条約第 12 条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと。

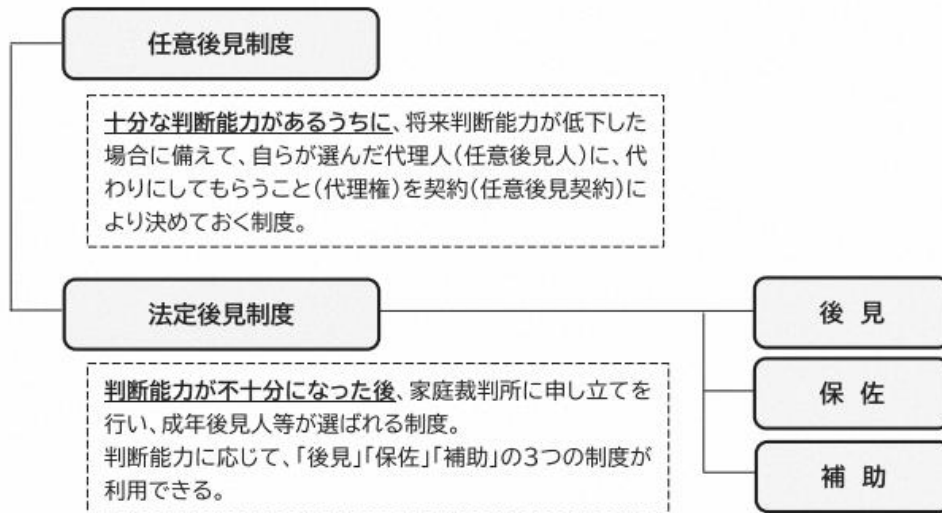
③身上の保護の重視

本人の財産の管理のみならず、身上の保護が適切に図られるべきこと。

2 成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害に遭う恐れもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

■成年後見制度の種類



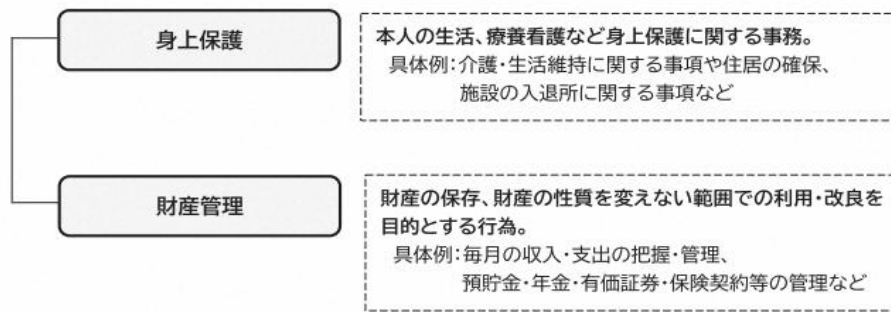
■法定後見制度の類型

		後見	保佐	補助
対象となる人		判断能力が欠けているのが通常の状態の人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人
申し立てができる人		本人、配偶者、四親等以内の親族、検察官、市区町村長など		
成年後見人等の権限	必ず与えられる権限	財産管理についての全般的な代理権、取消権(日常生活に関する行為を除く)	特定の事項 ^{※1} についての同意権 ^{※2} 、取消権(日常生活に関する行為を除く)	—
	申し立てにより与えられる権限	—	特定の事項 ^{※1} 以外についての同意権 ^{※2} 、取消権(日常生活に関する行為を除く) 特定の法律行為 ^{※3} についての代理権	特定の事項 ^{※1} の一部についての同意権 ^{※2} 、取消権(日常生活に関する行為を除く) 特定の法律行為 ^{※3} についての代理権
制度を利用した場合の資格などの制限		株式会社の取締役等の地位を失うなど ^{※4}		—

- ※1 民法13条1項に掲げられている借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築などの事項をいいます。ただし、日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。
- ※2 本人が特定の行為を行う際に、その内容が本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に同意(了承)する権限です。保佐人、補助人は、この同意がない本人の行為を取り消すことができます。
- ※3 民法13条1項に掲げられている同意を要する行為に限定されません。
- ※4 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年12月11日公布)において、株式会社の取締役等が後見等開始の審判を受けた場合には、取締役に選任された時点と判断能力等の点で前提が異なることになるため、一旦は取締役等の地位を失いますが、その後、株主総会の決議等の所定の手続きを経ることで、再び取締役に就任することができます。

■成年後見人の職務

成年後見人の職務は大きく分けて「身上保護」と「財産管理」があります。



3 計画の性格と法的位置づけ

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成 28 年法律第 29 号。以下「促進法」という。)に基づき策定する計画であり、促進法第 14 条第 1 項において、市町村は国の成年後見制度利用促進基本計画(以下「基本計画」という。)を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

5 計画の進行管理及び点検

促進法第 14 条第 2 項において、市町村は、条例で定めるところにより、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議させる審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとしており、その機関を活用し、市町村計画の検討・策定を進めるほか、当該地域におけるネットワークの取組状況について調査審議し、地域における取組状況の点検、評価等を継続的に行うことが望ましいとしています。

ただし、地域における体制整備は、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、地域福祉計画など既存の施策と有機的な連携を図りつつ進めるものとしており、本計画の進行管理及び点検は、高齢者福祉、地域包括支援センター、障がい者福祉の各担当部署と連携し、計画の進捗状況や達成状況について点検・評価を行います。また必要に応じて適切な見直しを行います。

6 外ヶ浜町における成年後見制度利用に関する状況

高齢者及び障がい者において、高齢者、介護・福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる高齢者、知的障がい者または精神障がい者に対し、その制度の利用に要する費用の全部または一部を補助する「成年後見制度利用支援事業」を行っています。

【成年後見制度利用支援事業利用件数の推移】

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
審判の請求	0	0	0	0	0
報酬の補助	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

【町長申立て件数の推移】

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
老人福祉法	2	2	2	3	2
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	0	0	0	0	0
知的障害者福祉法	1	0	0	0	0
合計	3	2	2	3	2

7 基本的な考え方

成年後見制度は、ノーマライゼーションの理念のもと、障がいの有無にかかわらず誰もが地域で自分らしく暮らし続けられる社会の実現を目指し、本人の自己決定権を最大限に尊重しつつ、必要な保護との調和を図ることを基本的な考え方としています。精神上的障がいなどにより判断能力が不十分なために、契約その他の法律行為における意思決定が困難な方に対し、成年後見人・保佐人・補助人(以下「成年後見人等」という。)がその判断能力を補い、生命・身体・自由・財産といった権利を擁護することに制度の根本的な趣旨があります。

制度の運用にあたっては、本人の意思を尊重し、残存能力を活用しながら、本人主体の意思決定支援を行うことを基本原則としています。また、身上保護と財産保護の双方を適切に行い、本人が地域の中で尊厳ある生活を継続できるよう支援することが求められています。

一方で、成年後見制度は社会生活上の大きな支障が生じた段階での利用が多く、制度が十分に活用されていない状況があります。また、財産管理の観点から第三者後見人の選任が増加する中、本人の生活や意思決定支援といった福祉的な視点が必ずしも十分に確保されないケースが指摘されています。さらに、後見開始後の本人や家族、後見人を支える地域の支援体制が十分ではなく、相談対応が家庭裁判所に集中し、福祉的観点からの助言が行いにくいという課題もあります。

成年後見制度の利用促進にあたっては、制度の利用そのものを目的とするのではなく、判断能力が低下した場合であっても、本人が尊厳をもって自分らしい生活を送ることができるよう、本人の意思決定を尊重した支援を行うことを基本とします。

また、判断能力が著しく低下してから支援を開始するのではなく、将来的な不安や生活上の困りごとが生じた段階から、早期に相談につなぎ、本人や家族の状況に応じた適切な支援を行うことが重要です。成年後見制度に限らず、日常生活自立支援事業や各種福祉サービス等を含め、本人にとって最も適した支援のあり方を検討します。

本町では、東津軽圏域権利擁護支援センターを中核とし、町、社会福祉協議会、医療・福祉・司法等の関係機関が連携した支援体制の強化を図り、地域全体で権利擁護を支える仕組みづくりを推進します。あわせて、制度の普及・啓発や消費者被害の防止、虐待の早期発見・対応など、幅広い権利擁護の視点から、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指します。

8 具体的な取組・施策

(1) 成年後見制度の理解促進

成年後見制度は、本人が住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう支援するものであり、そのためには、意思決定支援と身上保護を重視した運用が求められます。

本人の判断能力があるうちに相談を開始することによって、よりその人らしい生き方や支援のあり方を検討することができます。早い段階からの制度利用を促進するため、保佐・補助類型および任意後見制度についての周知・啓発を行います。

① 成年後見制度の普及啓発

広く町民に成年後見制度の周知を図るため、パンフレットの配布やホームページの情報発信、講演会、出前講座等の実施に努めます。

また、保健医療福祉関係者や金融機関等を対象とした研修会を開催し、制度の周知・啓発を進めます。

② 任意後見制度の利用促進

利用者の自発的意思を尊重する任意後見制度について正しく理解し、適切に安心して利用できるよう周知していきます。

③ 権利擁護支援の必要な方の発見・支援

中核機関をはじめ、地域包括支援センター、相談支援事業所等が地域からの相談を受けることにより、権利擁護に関する支援の必要な方(財産管理や必要なサービスの利用手続きを自ら行うことが困難な状態であるにも関わらず必要な支援を受けられていない方、虐待を受けている方等)の早期発見に努め、速やかに必要な支援に結びつけます。

④ 早期の段階からの相談・対応体制の整備

早期の段階から、個々の事情に応じて、任意後見制度や保佐・補助類型といった選択肢を含め、適切な権利擁護支援ができるよう、身近な地域における相談窓口等を周知します。

(2) 安心して利用できる成年後見制度の運用

申し立てる親族がない場合などは、本町が親族等に代わって後見等開始の申立てを行い、身寄りのいない方や費用負担が困難な方でも成年後見制度を利用できるよう支援します。

また、必要な支援内容を十分に把握し、財産管理のみでなく、身上保護も重視した適切な成年後見人等の推薦を行います。

① 町長申立ての適切な実施

成年後見制度の利用が必要と認められる方で、本人、家族や親族等による申立てが期待できない場合に、町長が家庭裁判所に後見等開始の審判請求手続きを行います。

② 成年後見制度利用支援事業の適切な実施

成年後見制度を利用するにあたって費用を負担することが困難な人に対して、審判の申立に係る費用や成年後見人等への報酬の助成を行います。

③意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、後見人等支援やケースのモニタリング等により本人の意思、心身の状態および生活の状況等を踏まえた運用を行います。

④後見人等の担い手の確保

成年後見制度の利用者が毎年増加するとともに、親族以外の第三者が後見人等となるケースが見込まれ、受任者が不足することが見込まれることから、町民後見人の担い手の養成・確保に取り組めます。

(3)権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり及び中核機関の整備

成年後見制度をはじめとする権利擁護支援を効果的に推進していくためには、町単独での対応にとどまらず、医療・福祉・司法・地域関係者等が連携し、地域全体で本人を支える体制を構築することが重要です。特に、本人や家族からの相談を早期に受け止め、必要な支援につなげていくためには、関係機関が役割分担を明確にし、継続的に情報共有や協議を行う地域連携ネットワークの構築が求められています。

本町では、東津軽圏域権利擁護支援センターを権利擁護支援の中核機関として位置づけ、町、社会福祉協議会、地域包括支援センター、医療機関、障がい福祉サービス事業所、司法関係機関等と連携した支援体制の強化を図ります。中核機関は、成年後見制度に関する専門的な相談支援や利用促進、後見人等への支援を行うとともに、関係機関間の調整やネットワークづくりを担います。

具体的には、本人や家族、支援者からの相談を受け止め、必要に応じて成年後見制度や日常生活自立支援事業等につなぐ相談機能の充実を図るほか、制度利用後においても、後見人等が孤立することなく支援を継続できるよう、助言や情報提供を行います。また、医療・福祉・司法等の関係機関が参画する協議の場を通じて、支援方針の共有や課題の検討を行い、地域における権利擁護支援の質の向上を図ります。

さらに、成年後見制度や権利擁護に関する普及・啓発活動を通じて、住民や関係者の理解を深めるとともに、消費者被害や虐待の早期発見・対応につなげる体制を整備します。これらの取組を通じて、判断能力が不十分な状態となった場合であっても、本人の意思や尊厳が尊重され、地域の中で安心して生活を継続できるよう、重層的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を進めます。

第7章 地方再犯防止推進計画

第7章 地方再犯防止推進計画

1 計画策定の背景と趣旨

全国で刑法犯により検挙された人員に占める再犯者の割合は、令和2年には49.1%となり、現在と同様の統計を取り始めた昭和47年以降で最も高い水準となりました。令和6年には46.2%と低下したものの、依然として高い割合で推移しており、再犯防止は重要な課題となっています。

社会生活上の困難を抱える刑務所出所者等の再犯防止対策としては、就労の促進や、出所後速やかに福祉サービスにアクセスできるよう支援体制の整備が進められています。刑務所出所者等が円滑に地域社会の一員として復帰できるよう、帰住先や就労先を確保するとともに、高齢、障がい等の個別の課題を克服するための支援を行うことは、罪のない人が犯罪被害を受けることを防ぎ、安全・安心に暮らすことができる社会の実現につながります。

こうした状況の中、平成28年12月には「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立・施行されました。同法では、地方公共団体が国との適切な役割分担のもと、地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を負うこと、また再犯防止推進計画を勘案し「地方再犯防止推進計画」を定めるよう努めることが定められています。

これらを踏まえ、本町においては、安全・安心に暮らすことができる社会の実現に向け、犯罪をした者等が再び罪を犯すことなく、円滑に社会復帰し再出発できるよう、本章を「地方再犯防止推進計画」と位置づけ、地域福祉計画と一体的に施策を推進していきます。

2 計画の性格と法的位置づけ等

本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定するものです。

3 再犯防止施策の対象者

本計画において「犯罪をした者等」とは、「再犯の防止等の推進に関する法律」第2条第1項で定める者で、犯罪をした者又は非行少年(非行のある少年をいう。)若しくは非行少年であった者を指します。

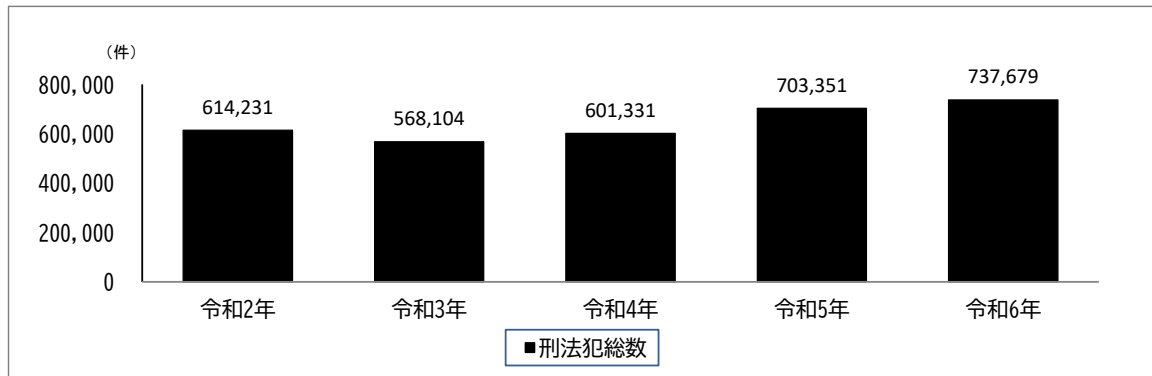
4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間途中においても、必要に応じて見直しを行うものとします。

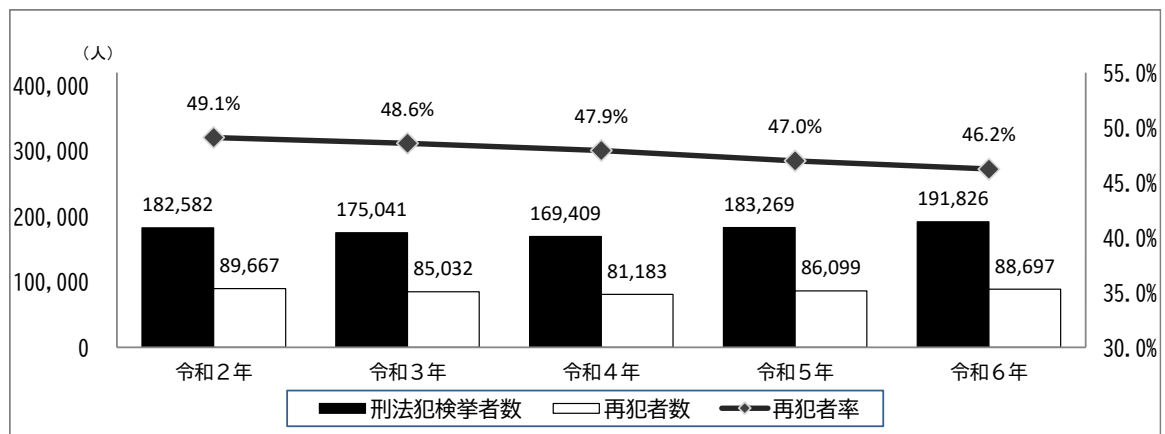
5 犯罪情勢等について

(1) 全国の刑法犯認知件数の推移



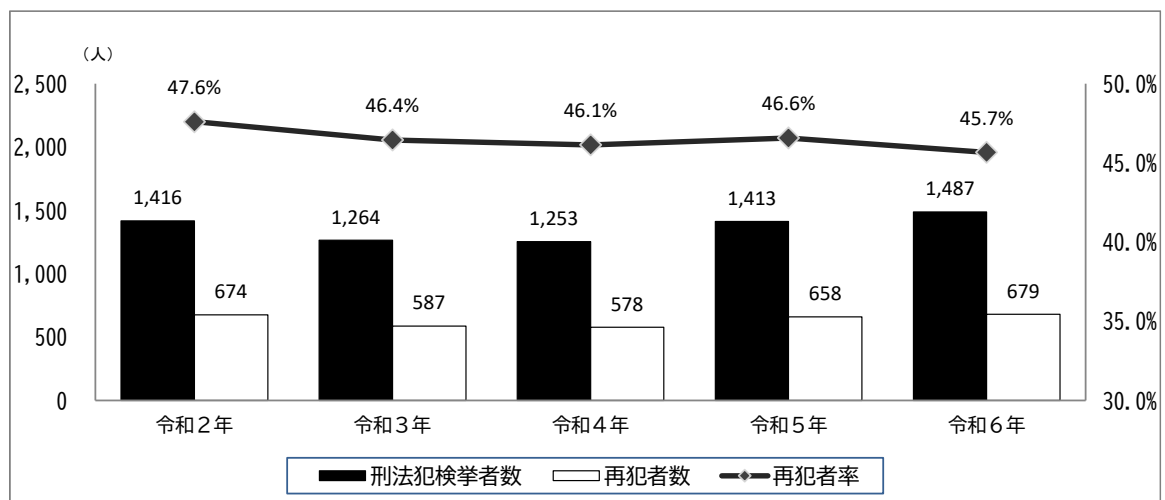
出典:警察白書

(2) 全国の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率



出典:警察白書

(3) 青森県の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率



出典:警察白書

※「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり再び検挙された者をいう。

※「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。

6 現状と課題

全国の刑法犯認知件数がやや増加傾向にある中で、検挙人員に占める再犯者の割合はわずかに減少しているものの、依然として45%を超える高い水準で推移しています。青森県においても同様の傾向がみられ、安心して安全に暮らせる地域社会の実現に向けて、「再犯」の防止は重要な課題となっています。再犯者は、社会生活を営む上で様々な問題を抱え、社会復帰できないことが犯罪を繰り返す大きな要因にもなることから、刑務所や少年院の出所者などに対する支援とともに、地域の一員として社会復帰しやすい地域環境づくりが求められています。

7 取り組みの方向性

犯罪や非行の防止に加え、犯罪をした者等の再犯防止に向けた社会の気運の醸成と包括的な支援を関係機関・団体等と連携を図りながら取り組みます。

(1)国の取り組み

国においては、矯正施設(刑務所少年院等)における職業訓練等の就労支援、協力雇用主の確保に向けた企業等への働きかけ、更生保護施設や自立準備ホームによる帰住先の確保、薬物事犯者等への専門的指導プログラムの実施等の各種取り組みのほか、地方公共団体との連携強化のため、犯罪をした人等の支援等に必要な情報の提供や地方公共団体との協働による施策の実施等を推進することとされています。

- | | |
|----------------------|--------------------|
| ○特性に応じた指導及び支援等 | ○関係機関における体制の整備等 |
| ○就労の支援 | ○再犯防止関係施設の整備 |
| ○非行少年等に対する支援 | ○情報の共有、検証、調査研究の推進等 |
| ○就業の機会の確保等 | ○社会内における適切な指導及び支援 |
| ○住居の確保等 | ○国民の理解の増進及び表彰 |
| ○更生保護施設に対する援助 | ○民間の団体等に対する援助 |
| ○保健医療サービス及び福祉サービスの提供 | |

(2)町として取り組む施策

これらの国の取り組みを踏まえ、国からの情報の活用や国が実施する施策への協力等により国との連携を深めるとともに、地域の見守りによる支援対象者の早期発見、関係機関・団体との協働による包括的支援を基本に、再犯防止に向けた取り組みを進めます。

なお、各種支援を行うにあたっては、対象者の個人情報の適切な取扱いに十分配慮するものとします。

○就労の確保

生活困窮者自立相談支援事業による支援を通じ、生活の安定を図るとともに、公共職業安定所などと連携し、就職及び就労の定着を図ります。

また、犯罪等の前歴のために定職に就くことが難しい保護観察対象者や矯正施設出所者などを雇用し、改善更生に協力する民間雇用主、いわゆる協力雇用主についての周知を図ります。

○住居の確保

公営住宅の募集状況などについて、広報紙やホームページなどを活用し情報提供を行います。
また、生活困窮者自立支援事業住居確保給付金を活用し、生活の基礎となる住居の確保を図ります。

○高齢者又は障がい者等への支援等

犯罪をした高齢者又は障がい者等であって自立した生活を営む上での困難を有する人等に対し、必要な保健医療・福祉サービスが速やかに提供されるよう関係機関・団体との連携を図ります。

○再犯防止に関する啓発活動の推進

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を含め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。

保護司会と連携し、再犯防止啓発月間において、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である「社会を明るくする運動」を実施するほか、「社会を明るくする運動」に合わせ、再犯防止に関する広報・啓発活動を進めます。

○国から提供される情報の活用

国から提供される、国が犯罪をした人等に対して実施した指導・支援等に関する情報その他地方公共団体が支援等を行うために必要な情報を、再犯防止のための取り組みに活用します。

○国・地方協働による施策の推進

国と地方公共団体における再犯の防止等に関する施策を有機的に連携させ、総合的かつ効果的な再犯の防止等に関する対策を実施するという国の方針に基づき、国が実施する施策への協力を努めます。

○関係機関・団体との連携強化

刑事司法手続を離れた人を含むあらゆる犯罪をした人等が、地域において必要な支援を受けられるよう、刑事司法関係機関、保健医療・福祉関係機関や更生保護女性会、保護司会等、更生保護及び青少年の健全育成に携わる各種団体等との連携強化を図ります。

具体的には担い手に関する情報の提供や相談場所の提供などを既に行っています。

○情報共有体制の整備

民生委員・児童委員を始めとした、地域における見守り支援の関係者に対し、更生保護に係る基本知識習得のための研修等も行いながら、支援対象者や地域住民から相談を受けた際に、関係者間の適切な連携、情報共有が図られるよう取り組みます。

第8章 計画の推進に向けて

第8章 計画の推進に向けて

1 周知・広報

本計画の趣旨は、すべての町民だれもが安心して豊かな暮らしを送ることができる地域社会の実現を町一丸となって目指すものです。

計画内容は、町民に開かれたものであることから、地域福祉や地域の取組についてさらに広く理解を得られるよう、地域福祉推進の趣旨や関連施策の内容について、町のホームページ、広報紙等を通じて速やかな周知を図ります。

2 推進体制

本町では、庁内関係各課、保健・医療・福祉の関係者等との連携を図るとともに、すべての町民や関係機関等の理解や協力を得ながら、地域福祉施策・事業の総合的な推進を図ります。

(1) 町民の理解と参画の促進

地域福祉に対する町民の理解を広く求めるとともに、福祉活動等への参加意識の高揚を図ります。地域においては、町民をはじめ関係団体・機関や事業者等との連携強化を図り、配慮が必要な一人暮らし高齢者、障害者、子育て家庭などを支える支援のネットワークづくりに取り組みます。

(2) 庁内関係部局との連携

地域福祉の推進については、全庁的な取組体制を整備するとともに、関連事業・施策等を円滑に推進するため、福祉課をはじめ庁内関係部局との連携をより一層強化します。

(3) 関係機関との連携強化

自殺対策や生活困窮者自立支援など、専門的かつ広域的な対応を要する支援については、国や県等の関係機関との連携を図るとともに、町に対する助言・指導などに留意しながら適切な対応を図ります。

3 進行管理

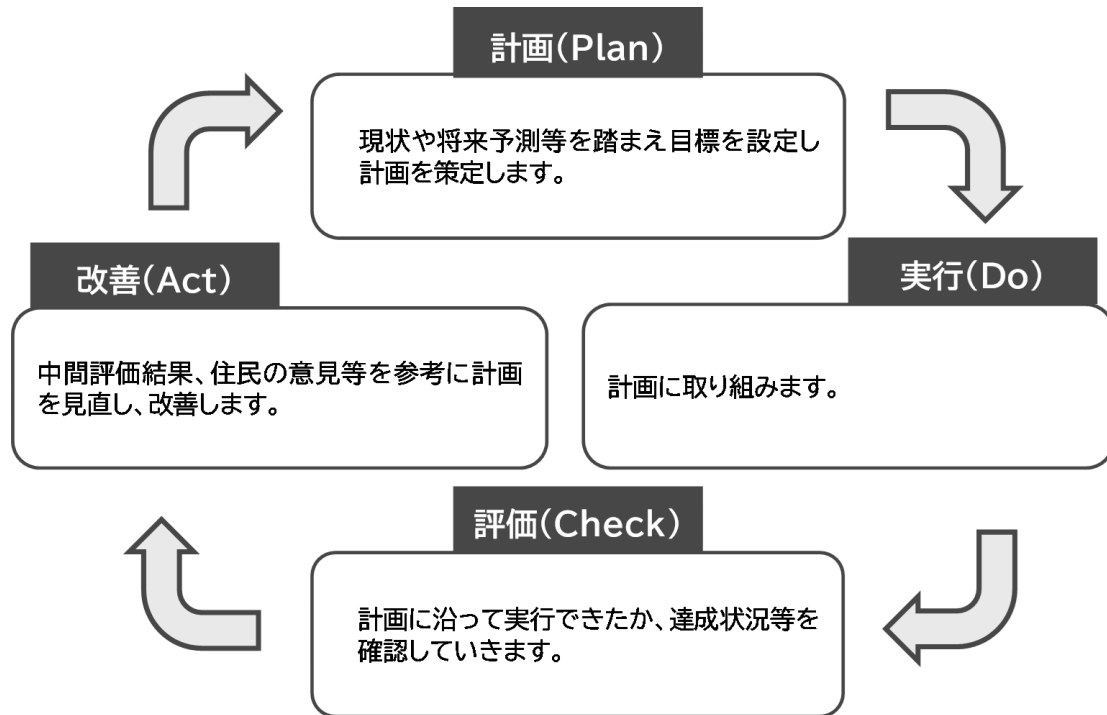
(1) 施策・事業の点検と改善

計画期間中は、福祉課が中心となり、庁内関係各課をはじめ社会福祉協議会や各種団体・関係機関などと連携して施策・事業の実施状況を点検するとともに、内容や実施方法等について改善を図ります。

(2)計画の評価と見直し

本計画は、令和8年度を初年度とする5か年計画であることから、最終年度である令和12年度には中間評価を踏まえて見直しを行います。中間評価にあたっては、各指標の推移やサービスの利用実績などを用いて、施策・事業の有効性について検証・評価・見直しを行い、次期計画の策定へとつなげていきます。

また、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)というサイクル(PDCAサイクル)を確立させることも、本計画の目標の1つです。



資料編

資料編

1 外ヶ浜町地域福祉計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）の策定等に関し、住民及び社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるため、外ヶ浜町地域福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げるもののうちから町長が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉・医療・保健関係者
- (3) 各種団体の関係者
- (4) 行政関係者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から福祉計画の策定日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、それぞれ委員の中から互選する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、町長が行う。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月1日から施行する。

2 外ヶ浜町地域福祉計画検討委員会委員名簿

選考区分		委員選任期間 委嘱の日から令和8年3月31日まで	
		氏名	選考基準
1	学識経験者	中野 仁	教育長職務代理者
2	福祉・医療・保健関係者	秋山 昌希	外ヶ浜中央病院院長
3	各種団体の関係者	一戸 正俊	民生委員児童委員協議会会長
4	各種団体の関係者	福井 康美	外ヶ浜町老人クラブ連合会会長
5	各種団体の関係者	石田 ふさ子	外ヶ浜町保健協力員会長
6	各種団体の関係者	山内 俊二	社会福祉協議会会長
7	各種団体の関係者	戎 司	外ヶ浜町障害者福祉会会長
8	行政関係者	野口 三菜子	外ヶ浜町地域包括支援センター主任保健師

第4期外ヶ浜町地域福祉計画

発行日 令和8年3月

発行者 外ヶ浜町 福祉課

住 所 〒030-1308

青森県東津軽郡外ヶ浜町字下蟹田43番地2

外ヶ浜町総合福祉センター などわ〜る内

T E L 0174-22-2941 (直通)

F A X 0174-31-1060